

令和4年4月25日

安曇野市教育委員会

令和4年4月定例会

会議案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
令和4年4月25日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例について
決定を要する事項の内容	
要旨	
<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定する、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。</p>	

【教育委員会定例会提出資料】

議案第2号	教育部 学校教育課
令和4年4月25日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正
要旨	令和2年7月に安曇野市の「公の施設の使用料のあり方」が策定されたことを受け、市の減免基準に沿い、安曇野市学校施設使用条例施行規則を一部改正する。
説明	<p>1 改正の要旨 「公の施設の使用料のあり方」に基づき減免基準を改正します。</p> <p>① 国、県が利用する際の減免適用を削除 ② 減免率の基準を示した別表に「障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合」の減免率を追記</p> <p>2 規程の名称 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>3 施行日等 ・令和4年7月1日 ・この規則による改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によります。</p>

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「した場合に限り、その使用料を免除する」を「しなければならない」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

安曇野市学校施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率	備考
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会等が使用する場合	100分の100	・安曇野市又は安曇野市教育委員会等とは、安曇野市若しくは安曇野市教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100分の100	・認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施

		<p>設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習のための使用とは、授業、学校行事、部活動、PTA活動及び市内の学校が参加する、市・中信地区・県の中学校体育連盟並びに高等学校体育連盟主催の大会（総合体育大会、新人体育大会に限る）をいう。
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため使用する場合	100 分の100	
6 安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で使用する場合	100 分の100	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
7 安曇野市スポーツ協会及び加盟団体が活動で使用する場合	100 分の100	<ul style="list-style-type: none"> ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。 ・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体が活動して使用する場合	100 分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動に使用する場合	100 分の50	同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受

		けることができない。
10 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助者が使用する場合	100 分の100	

備考1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

- 2 3、6、7、8及び9の項の備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（礪山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。

様式第1号から第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条、第8条関係）

				安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書			
				許可番号			
年 月 日				申 請 者	住 所		
(宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次のとおり、安曇野市学校施設の使用許可 (使用料減免) を申請いたします。					氏 名		
					(法人にあつては、名称及び代表者名)		
				電 話			
使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
使用目的							
一回当たりの参加人員			人	観客数		人	
使 用 施設名 備品等					備考		

様式第2号（第3条、第8条関係）

安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書

安曇野市指令 第 号
 安曇野市教育委員会指令 第 号
 年 月 日

様

安曇野市長 印

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市学校施設の使用（使用料減免）を許可します。

使用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
使用目的			
一回当たりの参加人員	人	観客数	人
使用施設名 備品等			備考
使用料 内 訳	施設使用料	@ 円×	時間 円
	器具及び附属 施設等使用料	円	
	使用料計	別表による減免区分	
使用面数	全面 半面 その他（ ）		
減免率 及び その金額	施設使用料	% 円	消 印
	器具等	% 円	
使用総額	円		

(裏)

使用上の注意事項

1. この許可書は、使用の際必ず施設受付に提示して下さい。
2. 納入した使用料は、原則としてお返しできません。ただし、屋外施設で天候不順のため使用できなかった場合や使用を開始する6日前までに変更や取消しした場合は還付ができます。
3. 使用時間には準備と後片付けの時間が含まれます。
4. 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
5. 学校施設を損傷したときは、その損害を賠償していただくこととなりますので十分注意して使用して下さい。
6. 施設使用の際に出たごみ類は、すべて持ち帰って下さい。
7. 許可の条件（違反した場合は安曇野市学校施設使用条例第6条の規定により許可を取り消すことがありますのでご注意下さい。）
 - ア 職員の指示に従うこと。
 - イ 学校施設の施設等を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - ウ 火気に注意し、学校施設内では喫煙しないこと。
 - エ 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
 - オ 使用許可を受けた権利を他人に譲ったり、貸したりしないこと。
 - カ 学校施設においては指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
 - キ 学校施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - ク 物品の販売をしないこと。
 - ケ 学校施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

様式第3号（第3条関係）

安曇野市学校施設使用不許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用申請を不許可とします。

使用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
使用目的			
一回当たりの参加人員	人	観客数	人
使用施設名 備品等			備考
使用料内訳	施設使用料	円×	時間 円
	器具及び附属施設等使用料	円	
	使用料計	円	別表による減免区分
使用面数	全面 半面 その他（ ）		
使用不許可の理由			

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

安曇野市学校施設使用許可取消通知書

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市学校施設の使用許可を取り消しましたので、通知します。

使用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
	年 月 日	時 分から	時 分まで
使用目的			
一回当たりの参加人員	人	観客数	人
使用施設名 備品等			備考
使用料内訳	施設使用料	円×	時間 円
	器具及び附属施設等使用料		円
	使用料計	円	別表による減免区分
使用面数	全面 半面 その他（ ）		
使用許可を取り消した理由			

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

安曇野市学校施設使用料減免不許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった学校施設使用料の減免を不許可とします。

使用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
使用目的					
一回当たりの参加人員		人	観客数		人
使用施設名 備品等				備考	
使用料内訳	施設使用料	⑥	円×	時間	円
	器具及び附属施設等使用料				円
	使用料計				円
使用面数	全面	半面	その他（ ）		
減免不許可の理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

○安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年教育委員会規則第23号）

改正後		改正前				
別表（第8条関係） 安曇野市学校施設の減免に関する減免率の基準		別表（第8条関係） 安曇野市学校施設の減免に関する減免率の基準				
区分	減免率	備考	減免率			
			施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会等が使用する場合	100分の100	・安曇野市又は安曇野市教育委員会等とは、安曇野市若しくは安曇野市教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が主催する場合	100分の100		100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
1 国、県、安曇野市又は教育委員会等が使用する場合			100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
2 安曇野市又は教育委員会が主催する場合			100分の100	100分の100	100分の100	100分の100
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合			100分の100	100分の100	100分の50	100分の100

改正後

改正前

<p>4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p>・認定こども園とは、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。</u></p>
<p>5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	
<p>6 安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p>・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>

<p>4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p><u>100分の100</u></p>	
<p>5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p>＝</p>	<p>＝</p>	<p>100分の100</p>	
<p>6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p>100分の100</p>	<p>・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>
<p>市内大会等</p>	<p>100分の100</p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p><u>100分の100</u></p>	<p>100分の100</p>	<p>・大会等とは、大会、教室、講習会、合宿をいう。 ・市内大会とは、</p>

改正前

							市内を拠点とする団体、市内に住所を有する者が参加する大会等をいう。
	市外大会等	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{50}$	$\frac{100}{50}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	市外大会とは、市外を拠点とする団体、市外に住所を有する者が参加する大会等をいう。
7 安曇野市体育協会及び加盟団体が活動で使用する場合	練習	$\frac{100}{100}$	二	二	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。 ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
	大会等	$\frac{100}{100}$	二	二	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	6と同じとする。
	青少年の健全育成等	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	6と同じとする。

改正後

7 安曇野市スポーツ協会及び加盟団体が活動で使用する場合	100分の100	・大会等とは、大会、教室、講習会、合宿をいう。
	100分の100	・同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。

改正後

<p>8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体が活動して使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>
<p>9 <u>安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動に使用する場合</u></p>	<p>100分の50</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>
<p>10 <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合</u></p>	<p>100分の100</p>	

備考1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。
 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設

改正前

<p>たの市内大会等</p>	<p>$\frac{100}{100}$分</p>	<p>$\frac{100}{50}$分</p>	<p>$\frac{100}{50}$分</p>	<p>$\frac{100}{100}$分</p>	<p>6と同じとする。</p>
<p>青少年健全育成等のための市外大会等</p>	<p>$\frac{100}{100}$分</p>	<p>$\frac{100}{50}$分</p>	<p>$\frac{100}{50}$分</p>	<p>$\frac{100}{100}$分</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>
<p>8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体が活動して使用する場合</p>	<p>100分の100</p>	<p>=</p>	<p>=</p>	<p>100分の100</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>
<p>9 <u>社会教育の振興に資する活動を行っている団体であつて教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に使用する場合</u></p>	<p>100分の50</p>	<p>=</p>	<p>=</p>	<p>100分の50</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。</p>

備考1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。
 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設

改正後	改正前
<p>条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンド）に限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（緑山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。</p>	<p>条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンド）に限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（緑山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。</p> <p>3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。</p>

議案第3号	教育部 学校給食課
令和4年4月25日提出	課長 高橋 秀行 (担当) 丸山 忠徳

タイトル	令和4年度学校給食センター運営委員会委員の委嘱について																																																							
協議を要する事項の内容	教育委員及び諸団体より推薦された委員の委嘱について																																																							
要旨	委員の選任案。教育委員から1名選出																																																							
説明	<p>1 任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>2 交付日 令和4年4月1日</p> <p>3 選任する委員(案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>氏名</th> <th>選出区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新</td> <td>西川 友人</td> <td>小学校長</td> <td>三郷小学校長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>再</td> <td>堀金 猛</td> <td>中学校長</td> <td>堀金中学校長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>教育委員</td> <td>市教育委員</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新</td> <td>川北 邦雄</td> <td>PTA代表(北部センター)</td> <td>市PTA連合会副会長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>新</td> <td>小宮山絵里菜</td> <td>PTA代表(中部センター)</td> <td>市PTA連合会副会長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>新</td> <td>丸山 武志</td> <td>PTA代表(堀金センター)</td> <td>堀金中PTA副会長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>新</td> <td>山崎 裕美</td> <td>PTA代表(南部センター)</td> <td>豊科南小PTA副会長</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>新</td> <td>矢口 志乃</td> <td>PTA代表(中部センター)</td> <td>明科中PTA副会長</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>新</td> <td>石田 公孝</td> <td>学校医代表</td> <td>医師会理事</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>再</td> <td>横林 和彦</td> <td>薬剤師代表</td> <td>薬剤師会会長</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 根拠</p> <p>安曇野市学校給食センター条例 (運営委員会)</p> <p>第4条 学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、安曇野市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。</p> <p>3 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>安曇野市学校給食センター運営委員会規則</p> <p>第2条 安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 教育委員代表 1人 (2) 小学校長代表 1人 (3) 中学校長代表 1人 (4) 小学校及び中学校PTA代表 5人 (5) 学校医代表 1人 (6) 薬剤師代表 1人</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>			氏名	選出区分	備考	1	新	西川 友人	小学校長	三郷小学校長	2	再	堀金 猛	中学校長	堀金中学校長	3			教育委員	市教育委員	4	新	川北 邦雄	PTA代表(北部センター)	市PTA連合会副会長	5	新	小宮山絵里菜	PTA代表(中部センター)	市PTA連合会副会長	6	新	丸山 武志	PTA代表(堀金センター)	堀金中PTA副会長	7	新	山崎 裕美	PTA代表(南部センター)	豊科南小PTA副会長	8	新	矢口 志乃	PTA代表(中部センター)	明科中PTA副会長	9	新	石田 公孝	学校医代表	医師会理事	10	再	横林 和彦	薬剤師代表	薬剤師会会長
			氏名	選出区分	備考																																																			
	1	新	西川 友人	小学校長	三郷小学校長																																																			
	2	再	堀金 猛	中学校長	堀金中学校長																																																			
	3			教育委員	市教育委員																																																			
	4	新	川北 邦雄	PTA代表(北部センター)	市PTA連合会副会長																																																			
	5	新	小宮山絵里菜	PTA代表(中部センター)	市PTA連合会副会長																																																			
	6	新	丸山 武志	PTA代表(堀金センター)	堀金中PTA副会長																																																			
	7	新	山崎 裕美	PTA代表(南部センター)	豊科南小PTA副会長																																																			
	8	新	矢口 志乃	PTA代表(中部センター)	明科中PTA副会長																																																			
	9	新	石田 公孝	学校医代表	医師会理事																																																			
	10	再	横林 和彦	薬剤師代表	薬剤師会会長																																																			

令和4年4月25日開催
教育委員会4月定例会
当日配付資料(差替)

【教育委員会定例会提出資料】

議案第4号	教育部 生涯学習課
令和4年4月25日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	公民館の使用料減免に関する減免率の基準ならびに、利用許可の申請開始日を見直すものです。
説明	<p>■主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none">令和2年7月に安曇野市の「公の施設の使用料のあり方」が策定されたことを受けて、市の減免基準に沿ったものとするための改正です。<ul style="list-style-type: none">国、県が利用する際の減免適用を削除減免率の基準を示した別表に「障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合」の減免率を追記施設利用促進を図るため、利用許可の申請開始日を1か月早めました。施行日等<ul style="list-style-type: none">令和4年7月1日この規則による改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によります。

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前月」を「前々月」に改める。

第4条第1項中「教育委員会は、条例第7条第1項の許可をしたときは」を「教育委員会は条例第7条第1項の許可をしたときは、」に改める。

第5条第3号中「販売」を「売買」に改める。

第8条中第4項中「した場合に限り、その使用料を免除する」を「しなければならない」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率		備考
	会議室等使用料	設備及び備品使用料	
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合	100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で利用する場合	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校	100分の100	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法

又は高等学校が学習のために利用する場合			(平成24年法律第65号) 第7条第4項の教育・保育施設をいう。	
5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第22条の規定する法人が公益事業のために利用する場合	100分の100	100分の100		
6 安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	100分の100	100分の100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・ 同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・ 大会、講習会、発表会での同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。 	
7 安曇野市スポーツ協会又は加盟団体が利用する場合	(1) 会議、教室又は練習	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(2) 大会、講習会又は発表会	100分の100		同一団体の利用の減免措置は、年度2回まで

	(3) 青少年の健全育成のための大会	100分の100		とする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。
8 市内の芸術文化協会 又はその加盟・加入団体並びに安曇野市教育委員会が認めたボランティア団体が利用する場合	(1) 会議、教室又は練習	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(2) 大会、講習会又は発表会	100分の100		同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。
	(3) 青少年の健全育成のための大会	100分の100		
9 安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動で利用する場合		100分の50	100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。
10 障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合		100分の100	100分の100	

備考

1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。
様式第3号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を

することができなくなります。

- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該判決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該判決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該判決があったことを知った日から6月以内であっても、当該判決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第8号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則について

改正後	改正前												
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書の提出は、利用する月の前々月の1日を申請開始日とし、利用する日の前6日(変更にあつては前2日)までに行うものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は<u>条例第7条第1項の許可をしたときは、安曇野市公民館利用(使用料減免)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)</u>を、許可をしないときは安曇野市公民館利用不許可書(様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。ただし、第1号から第5号までの行為について教育委員会が許可をしたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物品を売買しないこと。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示しなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書の提出は、利用する月の前月の1日を申請開始日とし、利用する日の前6日(変更にあつては前2日)までに行うものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>条例第7条第1項の許可をしたときは安曇野市公民館利用(使用料減免)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)</u>を、許可をしないときは安曇野市公民館利用不許可書(様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。ただし、第1号から第5号までの行為について教育委員会が許可をしたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物品を販売しないこと。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>安曇野市公民館の利用料減免に関する減免率の基準</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免率	備考				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免率	備考			
区分	減免率	備考											
区分	減免率	備考											

改正前

会議室等使用料	設備及び備品使用料	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
100分の100	100分の100	
(略)		
100分の100	100分の100	
100分の80	100分の100	
100分の100	100分の100	

改正後

会議室等使用料	設備及び備品使用料	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
100分の100	100分の100	
(略)		
100分の100	100分の100	
100分の100	100分の100	
100分の100	100分の100	

認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

・青少年とは、中学生以下の者をいう。
 ・同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。

・青少年とは、中学生以下の者をいう。
 ・同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
 ・大会、講習会、発

改正後

改正前

7 安曇野市スポーツ協会は加盟団体が利用する場合	(1) 会議、教室又は練習	とができない。 大会、講習会、発表会での同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。			
		<u>100分の100</u>			
		(2) 大会、講習会又は発表会	同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	100分の100	
		(3) 青少年の健全育成のための大会	同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	<u>100分の100</u>	
8 市内の芸術文化協会又は	(1) 会議、教室又は練習	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、	<u>100分の100</u>		

7 安曇野市体育協会又は加盟団体が利用する場合	(1) 会議、教室又は練習	表会での同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。			
		100分の80			
		(2) 大会、講習会又は発表会	同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	100分の80	100分の100
		(3) 青少年の健全育成のための市内大会	同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	100分の100	
8 市内の	(1) 会議、教室又は練習	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、	<u>100分の90</u>	100分の100	
			100分の80	100分の100	

改正後

その加入 盟・加入 団体に安曇野 市教育委員 会が認め たボランティア 団体が利 用する場 合	(2) 大会、 講習会又は 発表会	100分の100	週 の 合 計 で 6 時 間 を 受 け る こ と が で き な い。 同 一 団 体 の 利 用 の 減 免 措 置 は、 年 度 2 回 ま で と す る。 た だ し、 年 度 の 合 計 で 16 時 間 を 超 え て 減 免 措 置 を 受 け る こ と が で き な い。
	(3) 青少年 の健全育成 のための大 会	100分の100	
9 安曇野市教育委員会が認 めた団体が、社会教育の振 興に資する活動で利用する 場合		100分の50	同 一 団 体 の 利 用 の 減 免 措 置 は、 週 1 回 ま で と す る。 た だ し、 週 の 合 計 で 3 時 間 を 受 け る こ と が で き な い。

1 回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

改正前

芸術文化 協会又は その加入 盟・加入 団体に 認め たボ ラン ティア 団体が利 用する場 合	教室又は練 習	100分の80	同 一 団 体 の 利 用 の 減 免 措 置 は、 年 度 2 回 ま で と す る。 た だ し、 年 度 の 合 計 で 16 時 間 を 超 え て 減 免 措 置 を 受 け る こ と が で き な い。
		100分の100	
		100分の90	
9 社会教育の振興に資する 活動を行っている団体であ つて教育委員会が認めたも のが、社会教育の振興に資 する活動で利用する場合		100分の50	同 一 団 体 の 利 用 の 減 免 措 置 は、 週 1 回 ま で と す る。 た だ し、 週 の 合 計 で 3 時 間 を 受 け る こ と が で き な い。

1 1 回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

2 市内大会とは、市内を拠点とする団体及び市内に住所を有する者のみが参加する大会とする。

3 市外大会とは、市外を拠点とする団体及び市外に住所を有する者が参加する大会とする。

改正後	改正前
	<p>会とする。</p> <p>4 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。</p>

議案第5号	教育部 生涯学習課
令和4年4月25日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	第2次安曇野市生涯学習推進計画の見直しについて
決定を要する事項の内容	生涯学習推進計画の見直し
要旨	平成30年(2018)年3月に策定した第2次安曇野市生涯学習計画について、前期計画期間最終年度である本年度中に見直しを実施します。
説明	<p>1 計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の生涯学習を計画的かつ総合的に進めるための計画。 ・市における生涯学習に関わるすべての取り組みの指針としています。 ・「ふるさと安曇野をまるごと学びの場にして生きる」を基本理念とし、「学習機会の充実」を図り、「学習成果の活用」を推進する取り組みとして65の施策を展開しています。 <p>2 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10か年 <p>3 見直しの方針</p> <p>① 国・県・市等の動向・経済情勢の変化を反映、考慮したものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の一部改正(H29.3) ・第3次長野県教育振興基本計画(H30.3策定) ・市の「SDGs日本モデル」宣言(R3.1) ・「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」の制定(R4.4) <p>② 前期計画期間(5か年)の課題、進捗状況等を踏まえ、計画の見直し、必要な改定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進市民会議による計画進捗状況の確認検討結果の反映 <p>③ 上位計画である「安曇野市総合計画」、「安曇野市教育大綱」、今年度策定予定の「安曇野市教育振興基本計画(仮称)」をはじめとして市の各種個別計画との整合性を図ります。</p> <p>4 改定のスケジュール 資料1</p>

資料1

区分	業務内容	令和4年度												令和5年度			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～			
計画改定	基本計画改定 (改定の考え方・改定 点)																
	市民意見等聴取																
	広報・周知																
庁議	付議会議		部長会議 方針報告														
	教育委員会		方針説明														報告
会議	生涯学習推進本部会議 (庁内組織)		方針説明														
	生涯学習推進市民会議																報告
附属機関	社会教育委員会議																報告
	公民館運営審議会																報告
議会	議会対応																
			議会・全協 報告														議会・全協 報告

後期計画時期（R5、R9）

議案第6号	教育部 文化課
令和4年4月25日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 中島 俊一郎

タイトル	安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則の承認
要旨	交流学習センターの使用料減免に関する減免率の基準を改正するものです。
説明	<p>令和2年7月に安曇野市の「公の施設の使用料のあり方」が策定されたことを受け、市の減免基準に沿ったものとするため、交流学習センターの使用料減免に関する減免率の基準を定めた安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正します。</p> <p>これまでの基準に対して、「障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合」と「教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合」の区分をそれぞれ減免率100%で追加します。</p> <p>令和4年10月1日以降に利用する場合について適用します。</p>

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「許可」を「申請」に改める。

第3条第2項及び第5条第4項中「不許可書」を「不許可通知書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

センターの使用料減免に関する減免率の基準

1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合	100分の100	
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。
5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益

		性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
6 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合	100分の100	
7 安曇野市教育委員会が認めた団体が青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	100分の100	
8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が利用する場合	100分の100	
9 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
10 その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

様式第5号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。ま

た、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該判決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該判決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該判決があったことを知った日から6月以内であっても、当該判決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号中（教示）を次のように改める。

（教示）

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1

年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第6条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。ただし、同日以後に多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのものと併せて利用する場合の学習室（三郷交流学習センターは学習室2）を利用する場合については、同年4月1日から適用する。

(安曇野市明科学習館管理規則の一部改正)

- 3 安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第6条第2項」を「別表」に改める。

様式第3号中（教示）を次のように改める。

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号中（教示）を次のように改める。

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後に、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該判決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該判決があったことを知った日から6月以内であっても、当該判決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号中(教示)を次のように改める。

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該判決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(安曇野市明科学習館管理規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項による改正後の第6条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。ただし、同日以後にハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのものと併せて利用する場合の和室の利用については、同年4月1日から適用する。

○安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターについては、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 安曇野市豊科交流学習センターについて、条令第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する目的</p> <p>(2) 利用する日時</p> <p>(3) 利用する施設、設備又は備品の名称</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</p> <p>3 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのものと併せて利用する場合の学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）については、利用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日。次号において同じ。）から利用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その前日。次号、第5条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室については、利用する日の属する月の3月前の月の初日から利用する日の前3日まで（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 設備及び備品については、施設の利用の申請をする日から利用する日まで</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 指定管理者は、第7条第1項の許可をしたときにあっては利用許可書、不許可としたときにあっては理由を記載した不許可通知書を交付しなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第2条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターについては、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 安曇野市豊科交流学習センターについて、条令第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用する目的</p> <p>(2) 利用する日時</p> <p>(3) 利用する施設、設備又は備品の名称</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</p> <p>3 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのものと併せて利用する場合の学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）については、利用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日。次号において同じ。）から利用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その前日。次号、第5条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室については、利用する日の属する月の3月前の月の初日から利用する日の前3日まで（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 設備及び備品については、施設の利用の申請をする日から利用する日まで</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 指定管理者は、第7条第1項の許可をしたときにあっては利用許可書、不許可としたときにあっては理由を記載した不許可書を交付しなければならない。</p>

改正後		改正前	
区分	減免率	区分	減免率
(利用の変更又は中止) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 指定管理者は、第1項の申請に対して変更を許可したときにおいて利用変更許可書、不許可としたときにおいては理由を記載した不許可書を交付しなければならぬ。 5・6 (略) 別表 (第6条関係)		(利用の変更又は中止) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 指定管理者は、第1項の申請に対して変更を許可したときにおいて利用変更許可書、不許可としたときにおいては理由を記載した不許可書を交付しなければならぬ。 5・6 (略) 別表 (第6条関係)	
(略)		(略)	
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100
5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100
6 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合	100分の100	6 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱 (平成18年安曇野市教育委員会告示第17号) に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50
7 安曇野市教育委員会が認められた団体が青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために	100分の100	7 その他公共団体、地域団	100分の50
			利用形態がその団体 (又は個人)

改正後

改正前

<p>利用する場合</p> <p>8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が利用する場合</p>	<p>100分の100</p>	
<p>9 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づき団体が、公益を目的とした事業で利用する場合</p>	<p>100分の50</p>	<p>利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>10 その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体が公益を目的とした事業で利用する場合</p>	<p>100分の50</p>	<p>利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。</p>

<p>体、市民活動団体、その他団体が公益を目的とした事業で利用する場合</p>		<p>の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。</p>
---	--	--

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利
用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(敬示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることがありますが、この
処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することが
できなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月
以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審
査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に処分
の取消しの訴えを提起することができず、当該処分の取消しの訴えは、この処分
があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなりま
す。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があつた
日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。

3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわら
ず、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6月を経過したとき、又
は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することがで
きなくなります。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利
用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(敬示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができず、
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつて
も、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすること
ができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して
6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することが
できます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であ
つても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを
知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算し
て6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経
過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品・備品利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができず、この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなり、また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であったとしても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなり、また、処分があったことを知った日から6月以内であったとしても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品・備品利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができず、また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であったとしても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなり、また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができず、また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であったとしても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず、また、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であったとしても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

○安曇野市明科学習館管理規則（平成18年教育委員会規則第9号）

改正後	改正前
<p>(使用料の減免) 第6条 (略) 2 前項に定めるもののほか、使用料を減免する範囲及び減免率は、安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）別表を準用し、使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p>	<p>(使用料の減免) 第6条 (略) 2 前項に定めるもののほか、使用料を減免する範囲及び減免率は、安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第6条第2項を準用し、使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p>

安曇野市明科学習館利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった安曇野市明科学習館の利用について、下記により許可しないので通知します。

許可しない理由

記

(敬示)

1. この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることがありますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2. この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することがありますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月以内かつ6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があった日から6月以内であれば、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があった日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市明科学習館利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった安曇野市明科学習館の利用について、下記により許可しないので通知します。

許可しない理由

記

(敬示)

1. この処分については不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市明科学習館使用料減免承認 (不承認) 書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長

印

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を承認・不承認します。

催物名称・内容	
減免申請理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グラントピアノ 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100分の
不承認の理由	

安曇野市明科学習館使用料減免承認 (不承認) 書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長

印

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を承認・不承認します。

催物名称・内容	
減免申請理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グラントピアノ 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100分の
不承認の理由	

安曇野市明科学習館利用許可取消通知書

第 年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け許可第 号による安曇野市明科学習館利用許可については、下記により利用の許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、提起することができなくなりました。また、処分があった日から6月を経過したときは、提起することができなくなりました。また、処分があった日から6月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりました。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりました。

安曇野市明科学習館利用許可取消通知書

第 年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け許可第 号による安曇野市明科学習館利用許可については、下記により利用の許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分については不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりました。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりました。また、処分があった日から6月以内であれば、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりました。

議案第7号	教育部 各課
令和4年4月25日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																								
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																								
要旨	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校教育課</td> <td style="width: 10%;">共催</td> <td style="width: 10%;">1件</td> <td style="width: 10%;">・</td> <td style="width: 10%;">後援</td> <td style="width: 10%;">0件</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>共催</td> <td>0件</td> <td>・</td> <td>後援</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援課</td> <td>共催</td> <td>0件</td> <td>・</td> <td>後援</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">(詳細 別紙)</td> </tr> </table>	学校教育課	共催	1件	・	後援	0件	文化課	共催	0件	・	後援	1件	子ども家庭支援課	共催	0件	・	後援	1件	(詳細 別紙)					
学校教育課	共催	1件	・	後援	0件																				
文化課	共催	0件	・	後援	1件																				
子ども家庭支援課	共催	0件	・	後援	1件																				
(詳細 別紙)																									

議案第7号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 学校教育課 共催・後援台帳(令和4年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	講別	申請理由	申請日	開催日	審決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R3	R30	所管課要項	
1	R4.4.12	教育総務課		子どもより高い成長と発達と自死・自殺予防のためのサポーター「ミニ」[発達心理とカウンセリング講座]	NPO法人長野子どもサポートセンター(代表者:高田俊裕)	NPO法人長野子どもサポートセンター	共催	多くの市民の皆様が活動の目的や内容を理解し、参加していただくため。	3月30日	4/17(日) 5/15(日) 6/12(日) 7/24(日) 8/21(日) 9/18(日) 10/16(日) 11/27(日) 12/18(日) 2023年12月26日	-	-			NPO法人長野子どもサポートセンター	動物介在活動を通じ、不安定な心の中に抱える子どもを支援する事業を動物支援センターを拠点に全県へ展開。	子どもの発達心理に関すること及び、子供の気持ちを癒やせる方々を支援する活動。子どもが安心して過ごせる場所づくり(長野県動物支援センター)・子供のプレイスペース・参加者交流会(何でも語る会)					基礎課3条2項より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和4年度4月定例会協議事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課 意見
6	R4.4.8	文化	伊藤千代子の映画「わが青春つき」とも」上映会	伊藤千代子の映画「わが青春つき」とも」製作・上映中継地域実行委員会	伊藤千代子の映画「わが青春つき」とも」製作・上映中継地域実行委員会 佐藤 肇久 様	伊藤千代子の映画「わが青春つき」とも」製作・上映中継地域実行委員会	市民へ広く周知するため。	4 月 8 日	5月29日 (日) ①10:00~ ②13:30~					安曇野市 穂高交流 学習セン ター みらい	大変な時代の中にあって自らの信念を守り通した伊藤千代子の生涯から多くのことを学びそれぞれの多くの人にとっていただくため、上映会を開催する。	映画上映 入場料:1,000円	-	-	-	基準第3 条第2項に より可 より可

教育部 子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和4年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
1	19/4/11	児童青少年課	公開ワークショップ「あづみ野の森をつくらう」	いいな安曇野花サロン 岡江 伸子	いいな安曇野花サロン	後援	後援を通して、このワークショップの意義を広く市民の皆さんに知っていただき、また私たちの活動にも励みになるため、子どもさんたちの想やかな心を育むことに寄与したいため。	4月6日	令和4年3月7日(土)	-	-	-	月 日	清泉交流学習センター「みらい」展示ギャラリー	コロナ禍でストレスを抱えている子どもさんたちに「絵を描くワークショップ」を通して、人生を前向きに捉える自己肯定感や自己認知能力の向上の機会にしたい	美術家の講師を招き、午前午後2回に分けて、親子でのワークショップで、「花・空・虫」を制作してもらい、昨年制作した「木」と組み合わせて「あづみ野の森」を完成させる	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第7号（追加分）	教育部 各課
令和4年4月25日提出	

タイトル	共催・後援依頼について（当日追加分）
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 共催 1件・後援 0件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>	

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和4年度4月定例会協議事項)

定例会 開催 月	定例会 No.	受付 日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	審決	理由	承認	承認(審決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	
4	11	10/23	社会教育 担当	第58回 真珠祭り	真珠祭り実行 委員会 実行委員会 本郷子	真珠祭り実行委員 会	共催	子ども達への情操 教育の一環として 真珠祭りを実施し、 真珠祭りを開催し、 真珠祭り実行委員 会に広め、真珠祭 りを開催し、子ども達に 「よい歌」「よい音 楽」にふれさせたい ため。	4月25日	令和4年5月5日(木)	-	-		月 日	安曇野市豊 後公民館大 ホール	安曇野市豊後出身の詩人で、トイ ツ文字者だった藤原秀夫が生き 残したことから安曇野市内向けに 開催を企画するとともに、子ども達に 真珠祭り実行委員会や真珠祭りを 通じて音楽を愛好するの機会を育 んでいく。	真珠祭り実行委員会 主催 真珠祭り実行委員会 共催				

報告第1号	教 育 部 学 校 教 育 課
令和4年4月25日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野赤十字病院臨床研修委員会外部委員の委嘱について
要旨	<p>任期満了に伴う安曇野赤十字病院臨床研修委員会の外部委員の委嘱について報告するもの（別紙参照）</p>
	<p>任期満了に伴い安曇野赤十字病院臨床研修委員会の外部委員について下記の通り委嘱されましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委嘱された者 安曇野市教育長 橋渡 勝也</p> <p>2 任 期 任期開始日：令和4年4月 1日 任期終了日：令和7年3月31日（3年間）</p>

委 嘱 状

安曇野市 教育委員会

教育長 橋渡 勝也 殿

貴殿に 下記のとおり安曇野赤十字病院臨床研修委員会の外部委員を委嘱します

記

委嘱期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

外部委員の任期は3年とし再任を妨げません 貴殿の申し出ない限り任期途中での解任は行いません なお 委員任期中に知り得た情報は任期中および任期終了後も機密保持を義務付けます

令和4年4月1日

安曇野赤十字病院

院長

報告第2号	教育部 学校給食課
令和4年4月25日提出	(課長) 高橋秀行

タイトル	「安曇野市学校給食センターの今後のあり方」に関する答申書について
決定を要する事項の内容	
要旨	「安曇野市学校給食センターの今後のあり方」について、令和4年3月30日付けで安曇野市学校給食センター運営委員会より答申書が提出されましたので報告します。
説明	<p>1 これまでの経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3. 7. 26 教育委員会定例会で学校給食センターの今後のあり方に係る諮問について説明 ・R3. 8. 25 学校給食センターの今後のあり方について諮問を行い、内容説明と諮問審議の予定を確認し、併せて諮問についての協議を行った。 ・R3. 10. 5～ 計5回の運営委員会により協議を行い諮問事項について審議した。 ・R4. 3. 30 教育長宛て答申書が提出された。 <p>2 答申事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なる地産地消の拡大及び生産者と児童生徒の交流の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ・地元食材の供給体制等の構築 ・食育・食農教育の積極的推進 ・小中一貫教育をふまえた食育の実践 ・学校給食センターの効率的な運営について ・持続可能な財政運営のための効率的な運営の努力 ・新たな投資の抑制と集約化の検討 ・効率的な運営のために ○「安曇野市学校給食理念（目標）」の達成 <p>3 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの今後のあり方に関する諮問書

資料1

令和 4 年 3 月 3 0 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市学校給食センター運営委員会
委員長 内山 一好

諮問に対する答申書

本委員会は、令和 3 年 8 月 25 日に、安曇野市教育委員会から今後の学校給食センターのあり方に関する諮問を受け、様々な観点から検討を重ねてまいりました。

その結果について、下記のとおり取りまとめましたのでここに答申します。

記

1 更なる地産地消の拡大および生産者と児童生徒の交流のあり方について

(1) 地元食材の供給体制等の構築

児童生徒の成長に欠くことのできない給食食材は、安曇野地域で生産されたものをより多く取り入れることが望ましいことは言うまでもありません。

そこで、安曇野食材の質的及び量的な更なる活用を図るため、安曇野市全域の生産者や J A など関係機関との連携をより一層強化し、学校給食への地元食材の積極的な供給体制等の構築を図ってください。

(2) 食育・食農教育の積極的推進

小・中学生が生産者等と行う交流給食については、これまで堀金小・中学校が堀金学校給食センターと連携して児童会や生徒会とともに取り組みを積み重ねて成果を上げています。これを先駆的な事例としながら全市域に広げ、安曇野市の食育や食農教育を積極的に推進してください。このことにより、人やものへの感謝の念やふるさと安曇野への思いを食を通じて一層育んで欲しいと思います。

(3) 小中一貫教育をふまえた食育の実践

本年3月に策定された「安曇野市立小・中学校の将来構想」に掲げる小中一貫教育の導入をふまえると、成長段階に応じた系統的な食育（地域の方々との交流など）を一層活発に実践するためには、同一学区の小・中学校が同一のセンターの給食提供を受けるようにすることが望ましいと考えます。また、このことによりアレルギー対応食提供における小・中学校の連続性が確保され、安全性と安心感がより高まるものと期待されます。

2 学校給食センターの効率的な運営について

(1) 持続可能な財政運営のための効率的な運営の努力

今後の学校給食センターのあり方の検討においては、少子化の現状と数年後の児童生徒数の推計値に基づいて、給食センターの集約化による経費圧縮を主眼に置いています。この視点は、人口減少時代に入っている安曇野市が持続可能な財政運営のためには避けることのできない必要なことであるとは考えます。

同時に、普段の運営においても調理機器の更新等以外にも例えば、コンテナ数、配送車数、配送する学校の組み合わせや配送ルートなどの見直しを行いながら効率的な運営のための努力を継続してください。

(2) 新たな投資の抑制と集約化の検討

経費縮減の観点から新たな投資はできるだけ抑えた上で集約化できる方策を検討すること、併せて宅地造成等により児童生徒が急増した場合に備え、学校給食が安定的に提供されるよう稼働能力にはある程度の余裕を持たせておくことが必要です。

(3) 効率的な運営のために

上記(1)(2)のことから、学校給食センターの効率的な運営については、今後も引き続き研究を続けていくことが必要です。その中で、これまで市が提案してきた、早ければ令和7年度に3センター化を目指すという方向性については、小中一貫教育をふまえた食育・食農教育の実践を行いつつ、新たな投資を必要最小限に抑えながら集約する方策はないか、改めて様々な観点から十分に検討を行ったうえで進めるよう要望します。

3 「安曇野市学校給食理念（目標）」の達成

今回改訂する新たな「安曇野市学校給食理念（目標）」の達成に向け、一層の努力を望みます。

「安曇野市学校給食理念（目標）」

平成20年2月1日制定
令和4年4月 日改訂

安曇野市教育委員会

安曇野市学校給食センターでは、学校給食法第1条及び第2条に定める学校給食の目的や目標を達成するため、『安曇野市学校給食理念（目標）』を制定します。

- 1 安全・安心でおいしい給食づくり
学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理に努めます。また、食品の安全性の確認と食物アレルギー事故防止を徹底します。
- 2 食育の推進
給食を通して、健全な食生活の大切さ、食文化などを児童生徒や家庭とも共有します。また、食材の生産、加工、調理等にかかわる人や地域の方々との交流を行い、食に携わる人や命に思いを寄せる心を育みます。
- 3 地産地消の推進
安曇野産及び長野県産の食材を積極的に取り入れ、米はすべて安曇野産を使用します。
- 4 丁寧な調理の実施
素材の味を生かした献立づくりを心がけ丁寧に調理を行います。
- 5 季節感のある献立や地域の伝統食の提供
旬の食材を積極的に取り入れ、地域の伝統食や季節の行事食などの提供にも努めます。
- 6 栄養バランスの取れた給食の提供
成長期の児童生徒にあわせた栄養バランスや塩分・食物繊維などにも配慮した献立を作成し、家庭とも共有・連携を図ります。
- 7 環境に配慮した給食運営
「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して、学校とともに地球環境への負担軽減に取り組みます。

報告第3号	教 育 部 生涯学習課
令和4年4月25日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市人権教育指導員の委嘱について
要旨	<p>安曇野市人権教育指導員設置規則第4条により、別紙の者を「安曇野市人権教育指導員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育指導員設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 人権教育の振興を図るため、人権教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 指導員は、人権教育に関する指導及び助言又は人権教育団体の育成に関する事務に従事する。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 指導員の定数は、99人以内とする。</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康で、かつ、活動的であること。 (2) 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。 (3) 住民から信頼される者であること。 <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 指導員は、再任することができる。</p>
	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 59人</p> <p>交付日：令和4年4月1日</p> <p>任 期：令和6年3月31日まで</p>

安曇野市人権教育指導員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

NO	地区	氏名	備考
1	上鳥羽	岡村 今朝人	新任
2	下鳥羽	堀田 忠彦	新任
3	本村	中澤 宏晃	新任
4	吉野	丸山 高人	新任
5	成相	内川 光弥	継続
6	新田	山岸 彰	継続
7	寺所	宮下 義秋	新任
8	踏入	小穴 常彦	新任
9	細萱	望月 隆	継続
10	重柳	井口 文秀	継続
11	真々部	奥村 雅彦	新任
12	たつみ原	小野 照武	継続
13	飯田	手塚 忠雄	新任
14	下飯田	中澤 富昭	新任
15	中曾根	折野 公昭	継続
16	熊倉	丸山 茂	継続
17	アルプス	久保田 日出雄	継続
18	徳治郎	高橋 仁	新任
19	田沢	望月 隆史	新任
20	小瀬幅	安部 初枝	新任
21	大口沢	高橋 昭	新任
22	光	長崎 康成	新任
23	桜坂	赤羽 美智子	新任
24	宮城	佐原 悦司	継続
25	富田	降旗 良治	継続
26	神田町	大倉 嘉郎	継続
27	青木花見	清水 均	継続
28	白金	二村 達夫	継続
29	狐島	高橋 壯夫	継続
30	柏原	望月 文規	継続
31	穂高町	斉藤 昇三	継続
32	等々力町	筒井 年恵	継続
33	新屋	丸山 福一	継続
34	柏原	平沢 重人	継続
35	新屋	中田 光男	継続
36	柏矢町	古橋 栄一	継続
37	等々力	神谷 哲彦	継続
38	七日市場	池田 安宏	継続
39	東小倉	今村 勝人	継続
40	野沢	松村 淨	継続
41	下長尾	山崎 敦子	継続
42	二木	三澤 晴男	継続
43	及木	秋田 敬典	継続
44	上長尾	二木 治樹	継続
45	中萱	伊藤 可主也	継続
46	楡	藤松 伸二郎	継続
47	一日市場	中村 真市	継続
48	堀金	平倉 勝美	継続
49	堀金	百瀬 新治	継続
50	堀金	亀井 智泉	継続
51	堀金	清澤 栄三	継続
52	堀金	三澤 一子	新任
53	堀金	板花 利美	新任
54	明科	大澤 慶哲	継続
55	明科	佐々木 一生	継続
56	明科	福 修一	継続
57	明科	横山 義雄	継続
58	明科	三澤 正彦	新任
59	明科	青木 泰治	新任

報告第4号	教 育 部 生涯学習課
令和4年4月25日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市人権教育推進委員会委員の委嘱について
要旨	<p>安曇野市人権教育推進委員会設置規則第3条により、各区及び団体等から推薦された別紙の者を「安曇野市人権教育推進委員会委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育推進委員会設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 安曇野市における人権教育の推進を図るため、安曇野市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 この委員会は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権教育の推進・徹底に関すること。 (2) 各地域における人権教育推進組織の育成・強化に関すること。 (3) 各人権教育推進組織相互の連携に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 108人（地区選出 98人、団体選出 10人）</p> <p>交付日：令和4年4月1日</p> <p>任 期：令和6年3月31日まで</p>

安曇野市人権教育推進委員会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

○地区選出

	地区名	氏名	備考
1	上鳥羽	與曾井 孝一	新任
2	下鳥羽	藤本 大輔	新任
3	本村	百瀬 也寿之	新任
4	吉野	赤羽 千明	新任
5	成相	木内 秀雄	継続
6	新田	丸山 秋雄	継続
7	寺所	高橋 宏寿	新任
8	踏入	三澤 光子	新任
9	新屋	齋藤 恵美子	継続
10	細萱	山口 淳	継続
11	殿村	望月 廣久	継続
12	重柳	吉田 千秋	継続
13	真々部	中禰 卓幸	継続
14	たつみ原	栗林 敏男	新任
15	飯田	榎田 昭彦	新任
16	下飯田	横山 剛	新任
17	中曾根	海野 元秀	継続
18	熊倉	山浦 裕治	新任
19	アルプス	百瀬 陽子	継続
20	徳治郎	花村 正明	新任
21	田沢	高橋 伸光	新任
22	小瀬幅	平林 文子	新任
23	大口沢	高橋 昭	継続
24	光	下里 茂和	新任
25	桜坂	若林 稔	新任
26	矢原	山地 義司	新任
27	白金	相馬 秀幸	継続
28	等々力	宇留賀 高尾	新任
29	神田町	望月 昇	新任
30	等々力町	宇留賀 誠	新任
31	穂高町	早川 正美	新任
32	大門	依田 健一	新任
33	本郷	永山 豊	新任
34	西原	深澤 忍	新任
35	田中	原野 正	新任
36	上原	小林 美穂	新任
37	橋爪	赤羽 明彦	新任
38	耳塚	千國 充弘	新任
39	富田	川島 利雄	新任
40	豊里	石田 隆雄	新任
41	嵩下	手塚 博登	新任
42	小岩嶽	松島 静雄	新任
43	新屋	原田 輝雄	新任
44	古厩	中村 光男	新任
45	宮城	成田 雄治	新任
46	立足	中澤 優	継続
47	牧	田中 吉弘	継続
48	塚原	鬼頭 康	新任
49	久保田	伊藤 隆之	新任
50	柏原	竹本 和男	新任
51	柏矢町	波場 信一	新任
52	狐島	鈴木 寛	新任
53	青木花見	高山 幸雄	新任
54	島新田	黒岩 毅	新任

	地区名	氏名	備考
55	北小倉	布山 茂美	新任
56	南小倉	降幡 篤志	新任
57	東小倉	降幡 隆亮	新任
58	室町	中嶋 正美	継続
59	野沢	宮本 茂	新任
60	上長尾	高橋 利実	新任
61	下長尾	小田 修司	新任
62	楡	石曾根 榮	継続
63	住吉	保崎 秀晃	継続
64	七日市場	寺沢 則彦	新任
65	一日市場	丑山 典明	新任
66	二木	山本 和男	継続
67	及木	福島 俊夫	継続
68	中萱	野本 信司	新任
69	岩原	齋藤 正廣	新任
70	倉田	熊谷 淳志	新任
71	上堀	増田 秀明	新任
72	中堀	望月 芳信	新任
73	下堀	足助 節夫	新任
74	扇町	倉田 英明	新任
75	小田多井	岩原 孝直	新任
76	田尻	臼井 治彦	新任
77	田多井	猿田 正	新任
78	中条	平林 留二	継続
79	北村	中村 順次郎	新任
80	天神原	丸山 弘子	新任
81	宮本	波場 仁志	継続
82	中耕地	丸山 昌治	継続
83	町	横山 正	継続
84	明科第一	小林 茂樹	新任
85	明科第二	森田 義章	継続
86	明科第三	高橋 義雄	継続
87	大足	宮下 明	継続
88	潮南	柳沢 茂夫	新任
89	潮北	青山 忠実	新任
90	潮沢	堀内 裕文	新任
91	木戸生野	望月 英幸	新任
92	上押野	高橋 克夫	継続
93	下押野	下里 正幸	新任
94	塩川原	堀内 運清	新任
95	原	増澤 良子	継続
	みどりヶ丘		
96	荻原	山崎 和司	新任
97	中村金井沢	関 三男	新任
98	小泉	幅 裕樹	新任

○団体選出

99	高齢者・障がい者関係	増田 早苗	豊科地区民生児童委員協議会会長
100	高齢者・障がい者関係	布山 昌徳	三瀬地区民生児童委員協議会会長
101	高齢者・障がい者関係	青柳 和義	滝全地区民生児童委員協議会会長
102	同和問題関係	竹内 直人	部落解放同盟安曇野市協議会
103	女性の人権関係	降旗 幸子	安曇野市男女共同参画推進会議
104	子どもの人権関係	福田 紀久子	
105	子どもの人権関係	板花 利美	
106	外国人の人権関係	久根下 直敏	安曇野市国際交流協会 会長
107	企業人権教育推進協議会	小岩井 清志	企業人権教育推進協議会会長
108	学校人権教育推進協議会	小松 幹	校長会

【教育委員会定例会提出資料】

報告第5号	教育部 生涯学習課
令和4年4月25日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市生涯学習推進市民会議委員の委嘱について
要旨	<p>安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱第3条により別紙の者を「安曇野市生涯学習推進市民会議委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱抜粋】 (設置)</p> <p>第1条 安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)の推進及び取組状況の点検、評価等を行うため、安曇野市生涯学習推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 計画に関する事業の進捗確認に関すること。 (2) 計画の推進に向けた重点施策に関すること。 (3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。 (組織)</p> <p>第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。 (1) 社会教育関係者 (2) 生涯学習団体の代表者 (3) その他教育委員会が必要と認める者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 12名 交付日：令和4年4月1日 任期：令和6年3月31日まで</p>

安曇野市生涯学習推進市民会議委員

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

◎安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱に基づき任期は2年、委員の定数は15人以内

No	氏名	選出区分	再・新
1	高橋 みち子	社会教育関係者	再任
2	鳥羽 将司	社会教育関係者	再任
3	赤羽 敦子	社会教育関係者	新任
4	荻原 義重	社会教育関係者	再任
5	筒井 年恵	社会教育関係者	再任
6	柿本 豊	社会教育関係者	再任
7	池田 安宏	社会教育関係者	新任
8	伊藤 政江	社会教育関係者	新任
9	猿田 みさ子	社会教育関係者	再任
10	丸山 明男	社会教育関係者	再任
11	浅見 郁子	社会教育関係者	再任
12	三澤 正彦	社会教育関係者	新任

報告第6号	教育部文化課
令和4年4月25日提出	(課長)山下泰永 (担当係長)三澤新弥

タイトル	任期満了に伴う博物館協議会委員の選任について
	委員の選任に係る報告
要旨	令和4年3月31日付任期満了となる博物館協議会委員を、令和4年4月1日付で任命するもの。(3月定例会において未定であった委員について、安曇野市校長会の推薦により報告) 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日
	<p>【安曇野市博物館条例抜粋】</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

博物館協議会委員 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

選出区分	氏名	住所	新再	備考
学校教育の関係者	野口隆徳	安曇野市穂高	新任	豊科南小学校 教頭 安曇野市校長会推薦

報告第7号	教育部 子ども家庭支援課
令和4年4月25日提出	(課長)西澤 弘修 (担当)遠藤 豊

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第5条により、別紙の者を「安曇野市青少年センター運営委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター(以下「センター」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 センターを安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)教育部生涯学習課に置く。 (運営委員会)</p> <p>第5条 センターに青少年センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>2 運営委員会は、青少年センター運営委員(以下「運営委員」という。)15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 青少年健全育成団体関係者 (2) 防犯団体関係者 (3) 学識経験者 (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者 (5) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 運営委員は、第3条各号に定める業務の企画及び運営を行う。</p>

	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり 10人</p> <p>交付日：令和4年4月1日</p> <p>任 期：令和6年3月31日まで</p> <p>民生児童委員推薦の2人の委嘱 別紙</p> <p>交付日：令和4年4月18日</p> <p>任 期：令和6年4月17日まで</p>
--	---

令和4年度 青少年センター運営委員名簿

番号	郵便番号	氏名	任期	備考	
1	399-8303	篠崎 富美子	R4.4.1~R6.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会	
2	399-8301	金盛 順一	R4.4.1~R6.3.31	穂高地域青少年育成連絡協議会	
3	399-7105	塩原 幹男	R4.4.1~R6.3.31	明科地域青少年育成市民会議	
4	399-7104	丸山 繁子	R4.4.1~R6.3.31	明科地域青少年育成市民会議	
5	399-8302	勝野 富貴子	R4.4.1~R6.3.31	安曇野地区保護司会	
6	399-7102	下里 文俊	R4.4.1~R6.3.31	安曇野地区保護司会	
7	399-8101	牛山 愛子	R4.4.1~R6.3.31	安曇野地区更生保護女性会	
8	399-8302	大谷 由美子	R4.4.1~R6.3.31	安曇野地区更生保護女性会	
9	399-8301	高橋 玲子	R4.4.18~R6.4.17	安曇野市民生児童委員協議会	
10	399-8212	青柳 温男	R4.4.18~R6.4.17	安曇野市民生児童委員協議会	
11	399-8102	降旗 幸子	R4.4.1~R6.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会	
12	399-7102	三好 さき子	R4.4.1~R6.3.31	安曇野少年警察ボランティア協会	

報告第8号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和4年4月25日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当) 遠藤 豊

タイトル	青少年委員の委嘱について
	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第7条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「青少年委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部子ども家庭支援課に置く。 (業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 広報及び啓発に関すること。 (2) 青少年相談に関すること。 (3) 街頭巡回活動に関すること。 (4) 社会環境浄化に関すること。 (5) 青少年支援活動に関すること。 (6) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務 (青少年委員) 第7条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員を置く。 2 青少年委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。 3 青少年委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。</p>

○委嘱した者

別紙のとおり 22人

交付日：令和4年4月1日

任 期：令和6年3月31日まで

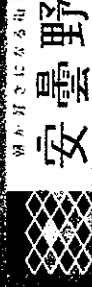
青少年委員名簿

番号	氏名	所属団体	任期	備考
1	高橋 伸光	田沢地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
2	山本 紘子	踏入地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
3	鷲澤 暢夫	吉野地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
4	下里 和春	たつみ原地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
5	住吉 紀彦	矢原地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
6	宮川 佳久	狐島地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
7	森木 幸子	宮城地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
8	山田 景子	柏矢町地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
9	高山 秀	及木地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
10	平林 洋樹	室町地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
11	水谷 芳利	野沢地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
12	二木 由美	二木地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
13	百瀬 美穂	倉田地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
14	佐久間 広美	上堀地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
15	川上 修介	扇町地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
16	丸山 行宏	小多田井地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
17	久保田 慶子	宮本地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
18	小林 里美	潮南地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
19	丸山 美香	明科第三地区子ども会育成会	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
20	遠藤 亜希子	中村・金井沢地区子ども会育成	令和4年4月1日～令和6年3月31日	
21	唐澤 佳秀	安曇ライオンズクラブ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
22	岩垂 由美子	明科ライオンズクラブ	令和3年4月1日～令和5年3月31日	継続

報告第9号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和4年4月25日提出	(課長) 佐々木 真貴 (担当係長) 子育て政策係 兼務 山岸 正志

タイトル	園庭ミニ田んぼ事業について
要旨	安曇野の象徴である田園風景、そのもととなる田んぼを園庭に作り、園児と保護者、地域の方を交え、米作りを行う。
	<p>1 事業概要 園児が日々の園生活の中に間近で成長する稲の様子、そこで育つ水生生物、飛来する昆虫を教材にしたこ“安曇野ならではの幼児教育（あづみの自然保育）を展開する。</p> <p>2 実施場所 有明あおぞら認定こども園 ※本年度は試験的に1園で実施。</p> <p>3 対象 年長児41名 ※園児と保護者、地域の方を交え、米作りを行う。</p> <p>4 具体的な取り組み内容とスケジュール 別紙のとおり</p>

園庭ミ二田んぼ事業



令和4年度

園庭ミ二田んぼ事業

【田んぼ造り・米作り（田植えまで）編】

こども園幼稚園課

園庭ミニ田んぼ事業

① 園庭ミニ田んぼ事業の概要

(内容)

安曇野の象徴である田園風景、そのものとなる田んぼを園庭に作り、園児と保護者、地域の方を交え、米作りを行う。

(取り組みの中で大切にしたい事)

- ・園児と楽しみながら取り組み
- ・こども園幼稚園課、農政課、耕地林務課、文化課と連携し、園児や保護者、地域の方と取り組みを楽しむ

(効果)

- ・安曇野らしい幼児教育の提供
- ・子ども、保護者の農業に関する興味・関心のUP
- ・世代間交流による遣り甲斐、生き甲斐の創出
- ・シビックプライド(郷土愛)の醸成
- ・食育の推進



② 段階的な“学びと食と農”との関わり

園児
(年長)



幼児期の
楽しい米作り

小学校
5年生



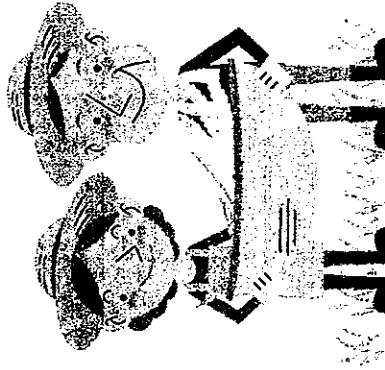
追体験
と
深い学び

子育て
世代



幼児期の体験
と
わが子の姿

シニア
世代

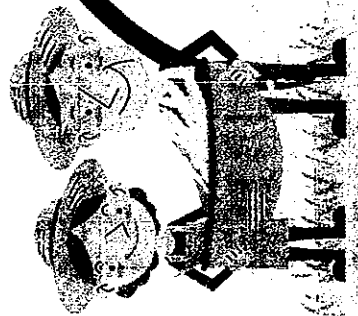


孫世代との
交流

③ 安曇野の“学びと食と農”の未来



園児（年長）



シニア世代

市民一丸となり、美しい「農村」を守っていく

『次世代へつなぐ豊かな安曇野』



子育て世代



小学校5年生

園庭ミニ田んぼ事業



朝の野きになる場
安曇野

④ 実施園の情報

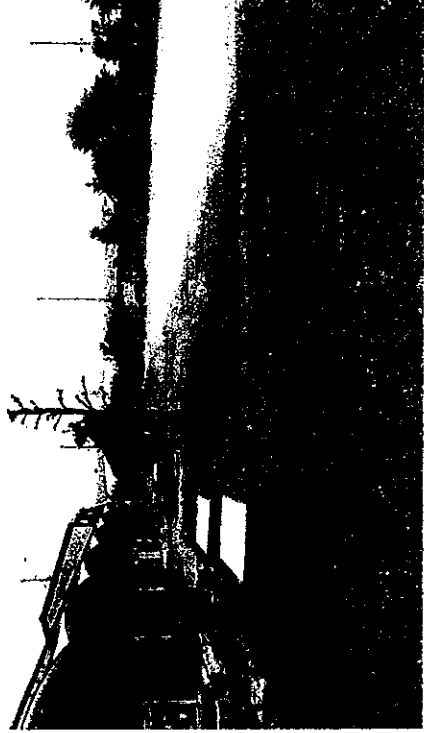
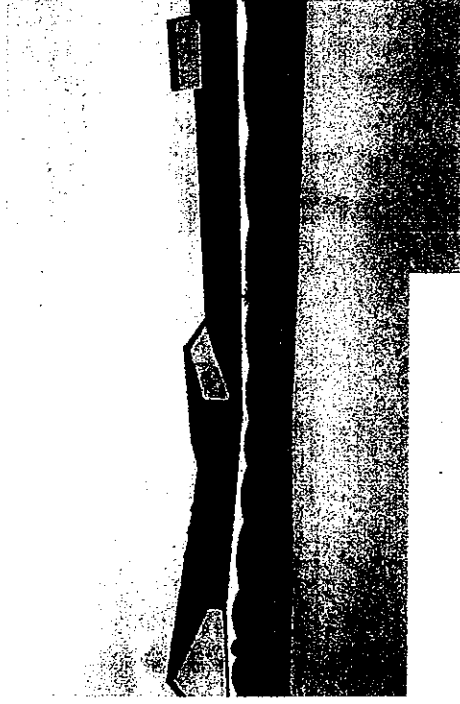
(実施園)

有明あおぞら認定こども園
定員:160名

(ターゲット)

- ・園児(※年長児:41名)
- ・保護者
- ・地域の方

※令和4年4月1日現在

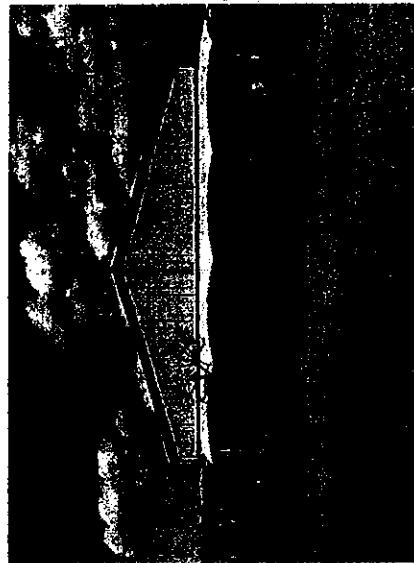


園庭ミニ田んぼ事業



⑤ 田んぼ作りの場所

園舎南側に従来畑として
利用していた区画の一部
を圃場として活用。



園庭ミニ田んぼ事業

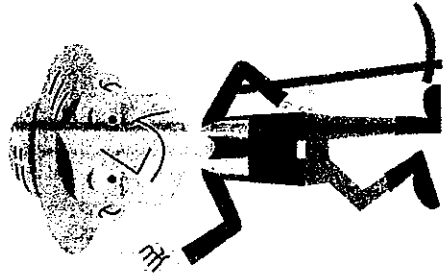
⑥ 田んぼの規模(大きさ)

(外枠)

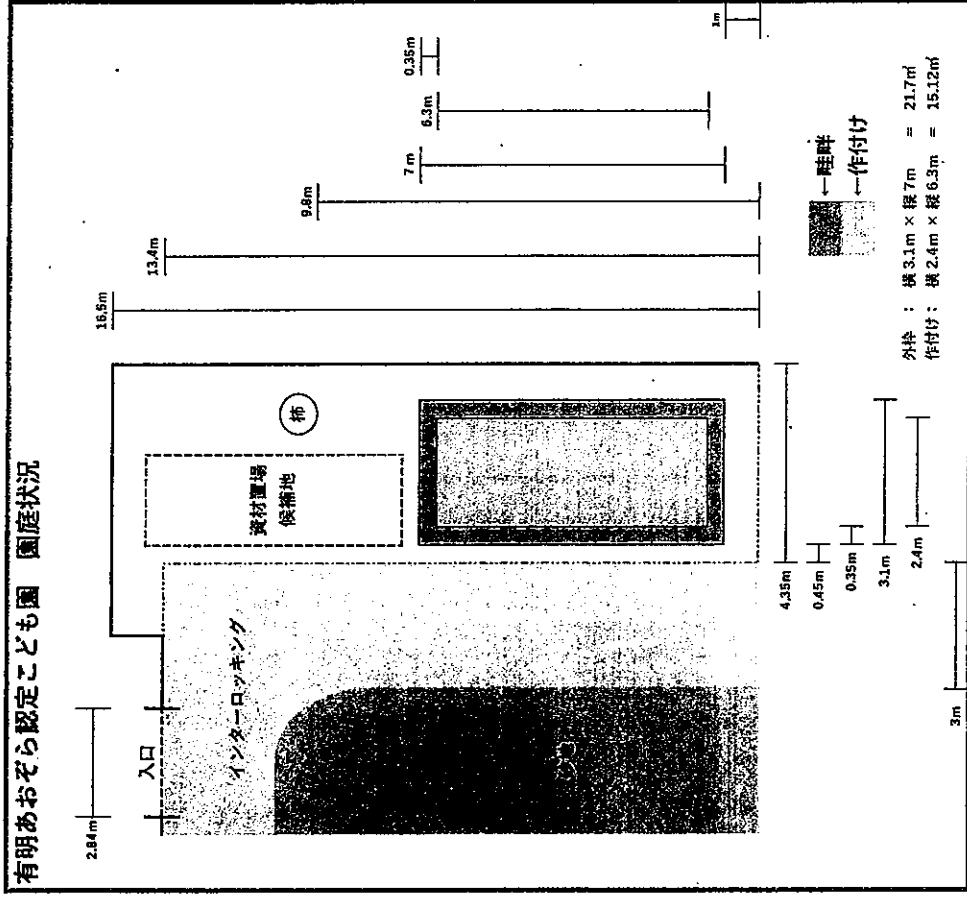
$$\text{横 } 3.1\text{m} \times \text{縦 } 7\text{m} = 21.7\text{m}^2$$

(作付け)

$$\text{横 } 2.4\text{m} \times \text{縦 } 6.3\text{m} = 15.12\text{m}^2$$



有明あおぞら認定こども園 園庭状況

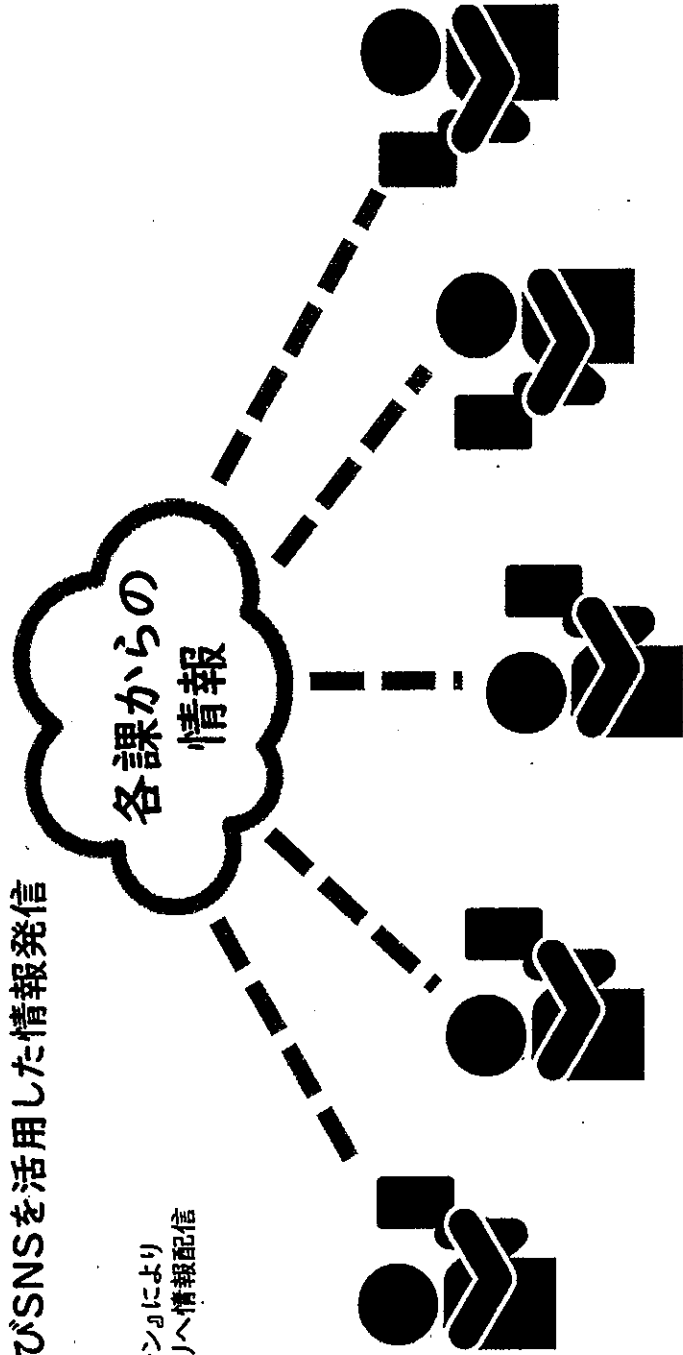


⑦ ICTを活用した情報発信

令和4年6月よりICTを活用した情報配信が可能

各課から情報をこども園幼稚園課がとりまとめ
保護者に向け、ICT及びSNSを活用した情報発信
が可能です。

※保育業務支援システム『コドモン』により
保護者がインストールした アプリへ情報配信
が可能です。

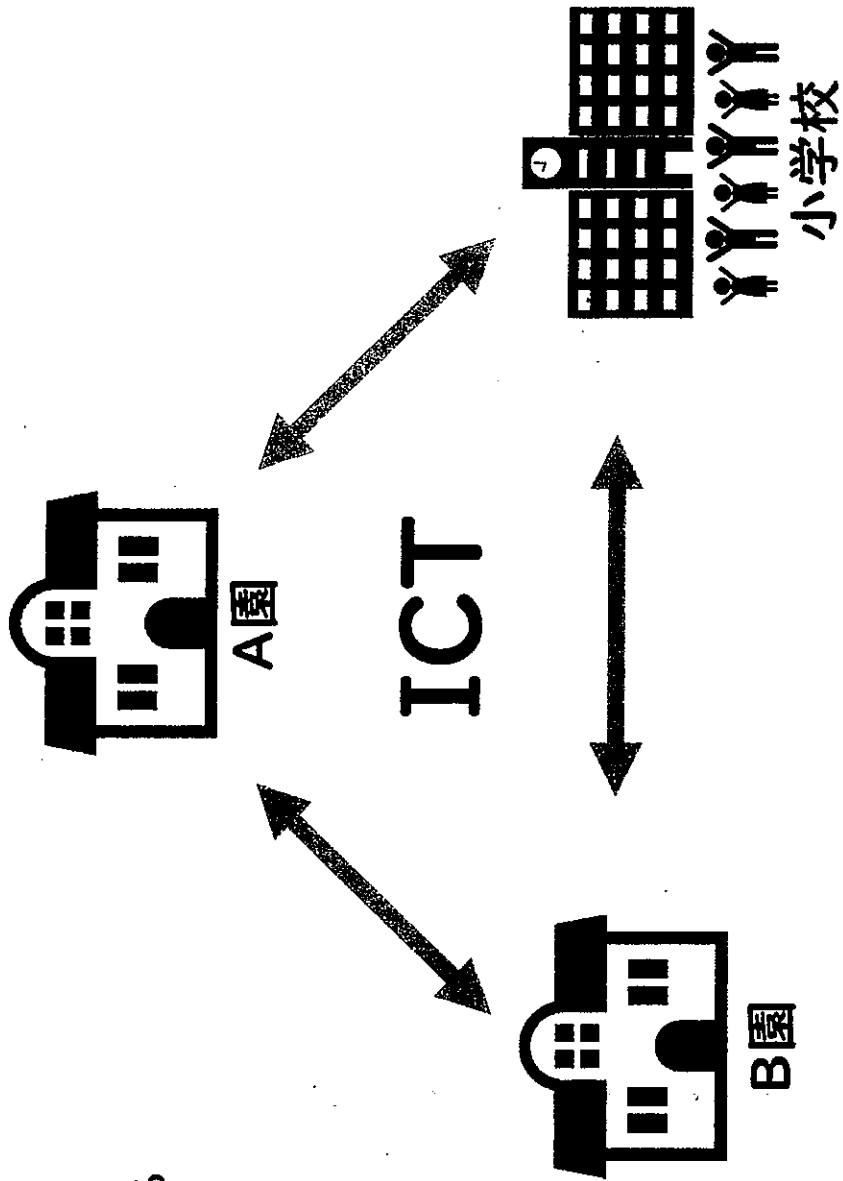


園庭ミニ田んぼ事業



⑧ 今後の事業展開(案)

園での米作りの様子について
他園や小学校とオンラインにより
交流を行い、幼保小の連携による
学びの機会をつくる。



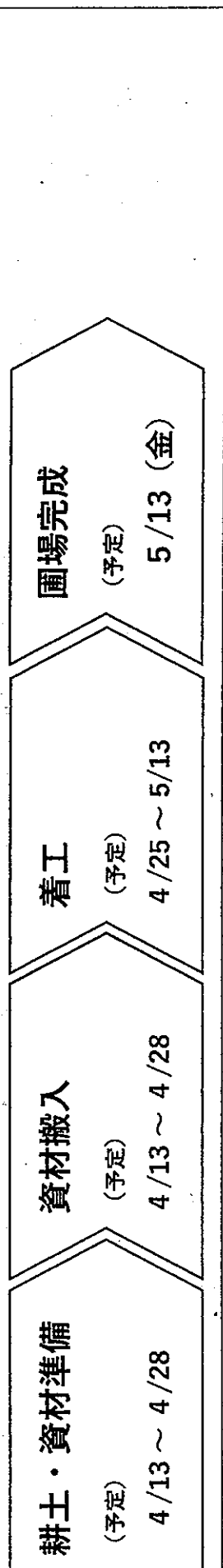


園庭ミニ田んぼ事業

8 スケジュール

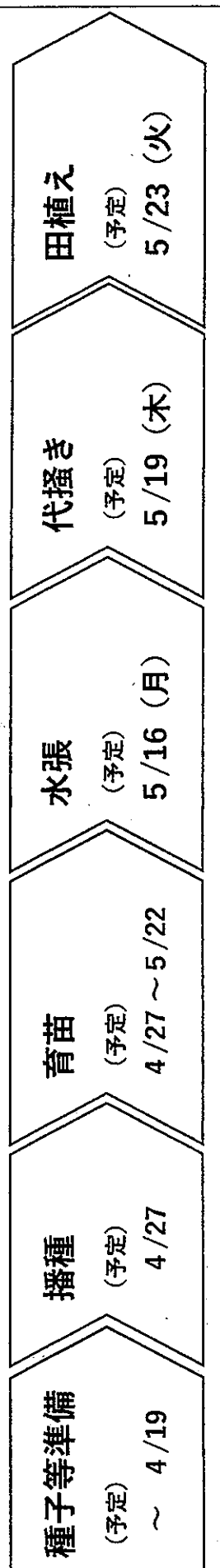
田んぼ造り

※耕地林務課、農政課、こども園幼稚園課 共同作業



米作り

※農政課、こども園幼稚園課 共同作業





園庭ミニ田んぼ事業

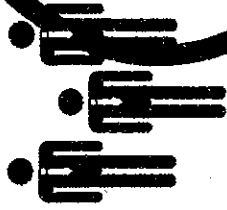
各課連携して、次世代へつなぐ
豊かな安曇野を目指しましょう!



こども園幼稚園課

関係課一丸となり、美しい「農村」を守っていく

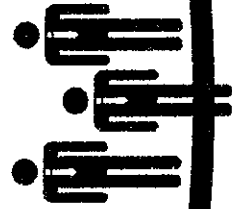
『次世代へつなぐ豊かな安曇野』



耕地林務課



農政課



文化課

報告第 10 号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和 4 年 4 月 25 日提出	(課長) 佐々木 真貴

タイトル	地域おこし協力隊の活動について
要旨	安曇野市を自然保育のトップブランドにする
	<p>1 事業内容</p> <p>地域の魅力を再認識する 地域資源の活用方法の検討 自然保育の情報発信 私立園等との連携 保育士の質の向上</p> <p>2 その他</p> <p>昨年度の反省から、子どもたちの中に入って遊ぶ時間を大切にしながら情報を発信していくことがあげられている。本年度はこども目線にたって自然の魅力を伝えていく。</p> <p>3 具体的な取り組み内容と予定等</p> <p>別紙のとおり</p>

地域おこし協力隊の活動について

地域おこし協力隊 杉本智美 山本綾

【活動開始】:2020年11月～(約1年半)

【活動ミッション】安曇野市を自然保育のトップブランドにする

ミッション達成の目的	
② 移住・定住の促進し、保育士の確保につなげる	
② シビックプライドを育み、市の活性化につながる	
③ 自然保育と経験した子ども達が市を離れても、子育て世代になった時「子育てするなら安曇野市が良い」と思えるまちにする	
ミッション達成のための取り組み	
① 地域の魅力の再認識	④ 私立園との連携
② 地域資源の活用方法の検討	⑤ 保育の質の向上
③ 自然保育の情報発信	⑥ その他

【ミッション達成のためのこれまで取り組み】

① 地域の魅力の再認識

- ・「市内の自然とふれ合いながら遊べる場所アンケート」実施(2021年1月)
- ・市内の公立認定こども園訪問(2020年11月～断続的)

② 地域資源の活用方法の検討

- ・①のアンケートで得られた情報に基づき、現地を訪問、情報発信に活用

③ 自然保育の情報発信

- ・Facebook「安曇野市地域おこし協力隊」アカウントでの発信(2020年11月～)
- ・Facebook・Instagram・Twitter「あづみの自然保育」アカウントでの発信(2021年8月～)
- ・子ども支援課 HP 内「あづみの自然保育」ページの作成・公開(2021年8月～)
- ・オンラインセミナー登壇(2020年度4回 2021年度4回)
- ・メディア対応:市民タイムス・信濃毎日新聞・あづみのFM等
- ・こども園保護者向け SNS の PR チラシ作成・配布
- ・公共施設(市内保育施設・支所・図書館・児童館・美術館及び資料館)向け SNS の PR 用ポスター作成・配布・掲示依頼
- ・「あづみの自然保育展」の実施(2022年2月～3月)

④ 私立園との連携

- ・私立園訪問(3園) ・「あづみの自然保育展」への画像提供(3園)

⑤ 保育の質の向上

- ・保育士向けアンケートの実施(2020年12月)
- ・「あづみの自然保育ブランディングプロジェクト」の企画運営
- ・映画「こどもこそミライ」保育士向け上映会の実施

⑥ その他

- ・保育士養成校の就職ガイダンス、潜在保育士向け就職イベント参加

【今後の取り組み予定】

①あづみの自然保育ブランディング事業

・園庭ミニ田んぼ(公立認定こども園)

農政課・耕地林務課・文化課と連携し、今年度「有明あおぞら認定こども園」内に田んぼを整備。育苗～田植え～草取り～稲刈りまで、年間を通して取り組む。子ども生活の場に田んぼがあることで、親子で農に対する意識を高め、食育・自然環境への意識向上、シビックプライドの醸成を図る。

・園庭軽トラまるしえ(市内公立・私立保育施設)

農政課と連携し、地元の農産物を降園時に販売。親子で地元生産者と交流し、購入したものを家庭で調理する中で、親子のふれ合いや食育、農に対する意識の向上、シビックプライドの醸成を図る。

・ベンガラ染め(公立認定こども園)山本担当

土を使用した染め技術。子どもにとって馴染み深い土が原料であり、火を使用せず、排水も汚れないので、保育に取り入れやすい。土の成分によって色が変わるため、園の地域の土を使用することで、その違いも楽しめる。保育士向けの体験の後、希望園にて導入を検討する。

②PR イベント等

・農政課とのコラボレーション展示の巡回(4月22日～ゆりのき・6月22日～みらい)

・信州安曇野ハーフマラソン会場でPRブース出展

・「あづみの自然保育フェスティバル(仮)」開催(10月予定)

・汐見稔幸先生(東京大学名誉教授・前白梅学園大学学長)講演会(検討中)

③情報発信・PR

・YouTube「あづみの自然保育チャンネル(仮)」の投稿開始(5月予定)

・継続的なSNSでの情報発信

・ふるさとCM大賞NAGANOに作品を応募(9月)

④保育の質の向上

・公立こども園、私立園の訪問(継続的に実施)

・「国営アルプスあづみの公園」等、市内の自然環境を活用した保育研修(検討中)

【主に4～5月の取り組み】

・園庭ミニ田んぼ事業に対して、こども園保護者へのお知らせ書類の作成。圃場整備のための打合せと作業従事、育苗～田植えの実施、内容の画像、映像での記録および情報発信。

・農政課とのコラボレーション展示の準備、設置及び撤収。

・ハーフマラソンでのPR内容・方法の検討と決定、出展申込書の提出、ブース準備。

・講演会開催に向けての打合せ、会場手配等。

・自然とふれ合いながら遊べる場所の現地調査及び情報発信(春版)

・園訪問と保育の様子の情報発信。

・ベンガラ染めの保育士向け体験の実施。

・YouTube用の映像の編集と投稿開始。

報告第 11 号	教育部 各課
令和 3 年 4 月 25 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1 件 生涯学習課 1 件 文化課 5 件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>	

教育部 学校教育課 共催 後援台帳(令和4年度4月定例会専決事項)

№	交付日	所管課	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	要 込	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課 意見
3	R4.4.12	教育 総務 課	R4	第46回中信地区陸上 競技選手権大会	中信地区陸上競技協会 (代表者:奈良 小松 茂美)	中信地区陸上競 技協会、松本市、 揖野市、安曇野 市、大北、本郷郡 の各陸上競技協 会	後 援	中信地区の中学 校、高等学校の 生徒が選手として 参加するため。	4月6日	R4.5.3~ R4.5.4	○	前年度まで生涯学 習課が唯一の専決 担当にて交付、過去 承認		4月14日	長野県松本平広 域公園陸上競技 場	陸上競技大会における各種 目の優勝者の決定と、あわせ て中信地区における陸上競 技の普及、強化、振興を図る ため。	【競技種目】男子・第1日目: 100m、400m、1500m、10000 m、110mH(1.087m-8.14m)、 4×100mR、棒高跳、走幅 跳、円盤投(2,000g)、やり投 (800g) 【2日目】200m、800m、 3000m、400mH(0.914m)、 3000mSC(0.914m)、5000m W、4×400mR、走高跳、三段 跳、砲丸投(7,260kg)、ハン マー投(7,260kg) 女子・第1日目:100m、 400m、1500m、100mH(0.838m -8.5m)、4×100mR、棒高跳、 走幅跳、円盤投(1,000kg)、や り投(600g) 【2日目】200m、800m、 3000m、400mH(0.782m)、 2000mSC(0.782m)、 5000mW、4×400mR、走高 跳、三段跳、砲丸投 (4,000kg)、ハンマー投 (4,000kg)	○	—	○	基準第3 条第2項 及び第4 条第2号 により可

教育部 文化課 後援台帳(令和4年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	R2	R3	所管課意見
1	R4.3.24	文化	後援申請について(教育講演会&ワークショップ「7ヶ国語で話そう。」)	一般財団法人言語交流研究所 所長 鈴木 堅史	一般財団法人言語交流研究所 ヒップポリアミーグループ	後援	平成30年より安曇野市でも活動を開始。5周年記念を広く周知をすため。	3月22日	①6月19日(日) ②6月26日(日) ③7月18日(月祝)	○	過去承認	承認	4月6日	①オンライン開催(長野県全県) ②松本市市庁舎 ③安曇野市三郷町交流学習センター ④ゆりのき	多言語環境でこそ育まれる「どこの国」の文化、どんな世代の人に対して、同じ目標で接することのできるスタンスの大切さについて、理解を深めてもらう。多言語環境の脳科学的効用に、ついて講師よりお伝えし、親子で実際に体験してもらう。	1)多言語活動の紹介。 2)いろいろな国の音楽でとことばで遊ぼう。 3)いろいろなことばで話してみよう。 4)講演体験。 参加費:無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
2	R4.3.24	文化	ベートーヴェン・シンフォニーシリーズ 第3回	松本モーツァルトオーケストラ実行委員会	松本モーツァルトオーケストラ実行委員会	後援	松本市内だけでなく、周辺地域の多くの人に楽しんでいただくため。	3月21日	5月5日(木・祝) 14:00~16:00	○	過去承認	承認	4月6日	松本市音楽文化ホール(メインホール)	楽曲を演奏することでのパフォーマンスの向上を図ると共に、多くの住民に楽しんでいただく。	ベートーヴェン作曲 交響曲第2番 二長調 Op. 36 モーツァルト作曲 ティンパニイニメント 第17番 KV334 長調 KV334 (320b)を演奏 入場料:2,000円 参加費:10,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
3	R4.3.24	文化	安曇野歴史サロンの	安曇野歴史研究会	安曇野歴史研究会	後援	会員だけでなくより広範な市民の参加を求めたい。	3月23日	6月11日(土)午後2時~3時半	○	過去承認	承認	4月6日	安曇野市明科公民館 講堂	①広く市民に安曇野を中心とする歴史への興味を喚起する。 ②新会員の加入を促進する。	講演:源頼朝の善光寺参詣をめぐる史実と伝説 講師:牛山佳幸氏 入場料:500円 (資料代として)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
4	R4.4.8	文化	2022年度 憲法記念日 安曇野の戦跡めぐり	平和憲法を生活かす安曇野の会	平和憲法を生活かす安曇野の会	後援	市民の皆さんに、身近な所にも戦争に関わる戦跡(遺跡)があることを知っていただき、平和の尊さを学び、平和憲法を暮らしと自治に活かす機会としていただきたかった。	4月5日	5月2日(月)午前10時~正午	○	過去承認	承認	4月12日	安曇野市内の戦跡	安曇野市の戦争に関する遺跡を巡り、平和の尊さを学び、平和憲法を暮らしと自治に活かす。	①新田神社慰霊碑 ②国防服製造跡(旧呉羽紡績) ③戦中の土蔵(中堀) ④平和の扉垣 ⑤日精舎 参加費:無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
5	R4.4.8	文化	第32回 井上秋津頭影法師を偲ぶ書道展	井上秋津頭影法師会	井上秋津頭影法師会	後援	地域の子供達の発表の場であるため。	4月4日	5月21日(土)~5月22日(日)	○	過去承認	承認	4月12日	穂高・妙法寺	安曇野の書道文化の継承と発展のため。	道憲及び会員の作品と地域の子どもたちの作品を多数展示。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

令和 4 年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○教職員健康診断申込者取りまとめ依頼 締切 5/10（火）	○カウンセリングルーム
GIGA スクール構想	○ICT 活用支援 ・年度更新の各種作業 ・令和 4 年度 GIGA スクール運営支援センター事業の 開始に向けた準備	○ICT 活用支援 各学校の授業支援 ○モバイル Wi-Fi 貸出運用に向けた準備
安曇野市 コミュニティスクール事業	○地域コーディネーター委嘱、学校運営協議会委員任命 ○堀金地域教育関係者連絡会 4 月 11 日（月） ○第 1 回地域コーディネーター連絡会 4 月 22 日（金） ○地域区長会・主任児童委員定例会（協力依頼）	○学校運営協議会運営支援 ○各地域学校協働本部連絡会
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール講習会準備	○講習会 5～6 月実施予定
学校安全支援事業	○新小学校 1 年生熊除け鈴の配布 ○新小学校 1 年生ランドセルカバー配布の配布 ○新 1 年生交通安全パンフレットの配布	○学校緊急無線通報システムの磁 界強度測定
就学援助事務	○事業案内配布（全児童生徒）	○当初申請締切 4 月 28 日（木）

教育総務係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み																								
入学準備金貸付事業	<p>○令和 3 年度利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進学先</th> <th>修学年限 (返済期 間)</th> <th>貸付 件数</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校</td> <td>3 年</td> <td>0 件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>3 年</td> <td>2 件</td> <td>520,000 円</td> </tr> <tr> <td>国公立大学・ 専門学校</td> <td>4 年</td> <td>0 件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>私立大学・ 専門学校</td> <td>5～6 年</td> <td>8 件</td> <td>4,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>10 件</td> <td>5,320,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（参考）平成 2 年度の利用実績 5 件 1,740,000 円</p>	進学先	修学年限 (返済期 間)	貸付 件数	貸付額	公立高校	3 年	0 件	0 円	私立高校	3 年	2 件	520,000 円	国公立大学・ 専門学校	4 年	0 件	0 円	私立大学・ 専門学校	5～6 年	8 件	4,800,000 円	計		10 件	5,320,000 円	<p>令和 4 年度の案内チラシを 7 月頃 作成し、周知予定</p>
進学先	修学年限 (返済期 間)	貸付 件数	貸付額																							
公立高校	3 年	0 件	0 円																							
私立高校	3 年	2 件	520,000 円																							
国公立大学・ 専門学校	4 年	0 件	0 円																							
私立大学・ 専門学校	5～6 年	8 件	4,800,000 円																							
計		10 件	5,320,000 円																							

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○学校給食センター運営委員会の運営に向けた委員の選任	○学校給食センター運営委員会開催に向けた準備
学校給食費会計公会計化事業	○給食費管理システム稼働に向けた準備作業を実施している。 ・児童生徒情報整備 ・口座入力 ・システムテスト	○5月末の給食費口座振替に向けて準備作業を行う。
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食をできるように施設及び調理環境の整備を行う。	

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

生涯学習課社会教育係

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育指導員	4月14日（木）第1回社会教育指導員連絡会議 ・ 服務関係について ・ 人権教育関係について ・ 放課後子ども教室について 他	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
日本語教室	4月21日（木）日本語教室打ち合わせ	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・人権教育指導員会議		5月12日（木）第1回人権教育推進委員会小委員会 5月24日（火）第1回人権教育推進委員及び指導員合同会議

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館長・主事会	4月15日（金）第1回公民館長・主事会 ・ 第16回安曇野市公民館大会について ・ 安曇野市公民館管理規則の一部改正について ・ ICT講座の開催内容について ・ 生涯学習情報～Link～春号について 他	5月9日（月）第2回
公民館報		5月23日（月）館報校正会議
安曇野市公民館大会		5月15日（日） 第16回公民館大会
生涯学習情報～Link～	4月8日 春号発行	

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第59回童謡祭り 第41回作詞作曲コンクール	4月12日（火）童謡祭り実行委員会	5月5日の開催準備を進める。
楽しい菊作り講座	3月30日（水）から4月7日（木）受講受付 全6回+他地域の菊づくりを学ぶ（見学）1回 第1回:4月21日（木）菊づくりの準備について	第2回 5月10日（火）
地区公民館役員研修会	4月16日（土）豊科公民館ホール コロナ対策により時間を短縮し開催。 地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、事業計画等を説明 90名	
体育部長会議	4月22日（金） 内容:球技大会について	6月12日（日）の大会開催準備を進める。

作成者：社会教育担当 2022/04/19

ICT講座	前回(3月15日)受講申し込み多数(定員15人)で倍以上の申し込みがあったため、同じ内容での開催を計画中。	5月19日(木)の予定 事前申し込みにより定員15人で開催する。
豊科地域コーラス交流会		4月28日(木) グループ交流発表会に向けた打合せを行う予定。

※講座等については、新型コロナウイルス感染状況に留意し、開催の可否についての検討もしながら計画を進める。

豊科公民館施設管理運営事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科公民館・ホール設備	4月12日(火)から28日(木) ホールピアノ弾き込み 市内の有志を募り、備品のグランドピアノのコンディション維持のための弾き込みを行う。	

穂高公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
健康づくり講座	3月2日(水)から3月30日(水)までの毎週水曜日に「気軽に太極拳教室」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とした 3月25日(金) 背骨コンディショニング教室④ 3月31日(木) 背骨コンディショニング教室⑤ 4月7日(木) 太極拳教室① 4月14日(木) 太極拳教室②	4月28日(木) 太極拳教室④ 5月12日(木)から6月9日(木)までの毎週木曜日 太極拳教室
自然体験講座	4月22日(金) 初心者向けバードウォッチング教室	
趣味の講座	4月26日(火)、8月2日(火)、10月18日(火)、1月31日(火)の全4回 初心者対象水彩画教室	
地区公民館長会議	4月7日(木) 第1回地区公民館長会議	7月5日(火) 第2回地区公民館長会議
地区公民館対抗球技大会	4月27日(水) 穂高地区公民館対抗球技大会代表者会議及び組み合わせ抽選会を予定していたが、大会自体を中止するため、会議も中止した。	6月19日(日)に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年度は中止とする

三郷公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
教養講座	3月26日(土) スプリングコンサート【中止】	
ひまわりクラブ	4月8日(金) ひまわりクラブ開講式	
館長・主事会議	4月9日(土) 第1回地区公民館長・主事会議	
春季スポーツ大会説明会	4月15日(金)	

作成者：社会教育担当 2022/04/19

健康長寿講座	4月21日(木) 脳の健康教室①	
三郷地域学校協働本部 連絡会		4月27日(水)
健康長寿講座		5月19日(木) 脳の健康教室②
春季スポーツ大会		5月22日(日)
ICT講座		5月25日(水) スマホ講座
生きがい講座		5月29日(日) けん玉チャレンジ①

堀金公民館事業費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
地区公民館役員会	4月12日(火)堀金公民館講堂 出席者を各地区公民館2名に絞って実施。 今年度の事業計画・公民館活動補助金の説明	
子ども会スポーツ大会		6月4日(土)に実施予定であったが、4月5日の育成会連絡協議会において中止を決定した。
堀金のお宝発見講座「虫の眼で見た堀金の素敵な自然」	4月16日(土)堀金公民館講堂 定員60名	以降月1回実施予定。
農業体験講座(前期)		4月28日(木)から全8回実施予定。
堀金のお宝発見講座「最新情報で語る安曇野・堀金の原始から古代」		5月16日(月)実施予定。
シニア健康づくり教室		5月18日(水)から全8回実施予定。
拾ヶ堰フットバス		5月21日(土)実施予定。

明科公民館事業費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科の魅力再発見講座	4月20日(水) 明科の宝 PART11 「人とし自然が織りなす明科の植生」 明科地域特有の植物や自然環境について	

生活・文化講座		5月12日(木) 安曇野風土記Ⅳより 「明科ゆかりの芸術家たち」 講師 三澤新弥(文化課職員) 5月26日(木) 「自然に還す方式の便所と今」
I C T 講座		5月17日(火) スマホ相談会 初級編 スマホの基本的な操作、アプリ の使い方等、個別に説明
いいまちサロン(共催事業)	3月29日(火) ～塾達エレクトーンの演奏会を楽しみましょう～ 演奏 笠原芳子(エレクトーン奏者)	5月24日(火) いいまち歌声サロン アコーディオンの演奏にあわ せてみんなで歌いましょう 奏者 柴田勲
地区公民館長・主事会議	4月19日(火) 第1回地区公民館長・主事会議 内容 令和4年度事業計画等を周知・説明	
女性のための「健康づくり栄 養」講座		5月27日(金) 第1回 「止められる老化のポイント」

令和4年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(R3.4/28)) 2月利用者数:59人、3月利用者数:155人	
	令和4年度 美術館博物館年間予定表 発行 4月22日	
能楽教室	6月21日(火)/明科中学校・6月22日(水)/穂高北小学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)	
東京藝術大学連携事業	6月4日(土)対象:穂高東中学校ほか調整中	
あづみのジュニアクラシック音楽会	新進音楽家オーディション 一般の部、ジュニアの部 7月3日(日) みらい	
あづみのミュージアムカード	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館等の周遊を図る。(3/19配布開始) 3月中の総配布枚数 1450枚	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	令和3年度第3回 3月8日(火) 令和4年度事業について 議事録別紙	
	令和4年度第1回 5月24日(火) 令和3年度事業報告について 会場 きぼう	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
信州安曇野薪能 主催 実行委員会	第31回信州安曇野薪能 期日 8月20日(土)(予定) 会場 豊科公民館ホール 演目 舞囃子「熊坂」、能「松風」、狂言「茶壺」、半能「山姥」 第1回実行委員会 4月28日(木) 事業計画・予算案	こども能出演者募集 「土蜘蛛」出演10人 締切 4月20日(水) 開講式 5月27日(金)
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	編集委員会 4月21日(木)	

アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 実行委員会主催	アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 5月4日(水)【延期】 音楽祭は延期とするが、練習の成果の発表の機会として、中学校吹奏楽部の発表のみ実施(感染症レベル3以下の場合)	
-----------------------------	--	--

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
豊科近代美術館	常設展示、安曇野の郷土作家展(斎藤俊雄・高山晃ほか) 第8回日展「安曇野展」(4/23~5/15) 「土門拳 肉眼を越えたレンズ」(5/29~7/10)	
田淵行男記念館	常設展示「山の紋章 雪形」(2/15~5/29) 高橋広平写真展(1/18~4/24) 細密画展「安曇野の蝶」(4/26~7/10)	
高橋節郎記念美術館 穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	・進捗状況に応じて、旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館の資料整理も実施する。
企画展	・春季企画展「八面大王と田村麻呂」 会期:3月19日(土)~5月22日(日)	
講座等	(春季企画展関連講座) ・ギャラリートーク 3月20日(日)参加者:13人 5月5日(木)、5月22日(日)	(春季企画展関連講座) ・講演会 4月23日 ・講座 5月21日 ・現地見学会 4月16日、5月14日
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」公開(令和3年3月1日~)	

コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野の春の訪れ」 会期:3月31日(木)～5月31日(火) 場所:ほりで一ゆ～四季の郷 ・「みえる水、みえない水～安曇野を巡る地下水の秘密～」 会期:4月9日(土)～4月24日(日) 場所:貞享義民記念館 	
---------	--	--

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷美術会作品展 会期:3月12日(土)～3月27日(日) 参加者:117人 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター展 会期:4月29日(金) ～5月8日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 45,777 点、地域資料 43,467 点 (3月末現在) (3月新規点数/公文書 268 点、地域資料 1,001 点)	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・『『穂高の宝』刊行記念展示』 会期:1月11日(火)～5月6日(金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期企画展 会期:5月8日(日) ～8月31日(水)
文書館運営審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回文書館運営審議会 期日:5月16日(月)
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・「絵図を見て拾ヶ堰を歩こう」 期日:3月27日(日) 参加者:25人 	
市誌編さん	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日:5月23日(月) ・専門調査員に執筆いただいた『民俗編(資料編)』の豊科地域分の表記及び今後の調査内容について検討。 	

白井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
講座等	・春の講演会『安曇野と私』(講師：太田寛市長) 期日：3月20日(日)参加者：152人	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
『明科の宝』『穂高の宝』『豊科の宝』の頒布等	明科及び穂高の『宝』は、配布終了。 市ホームページを通じてPDF版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	・4月20日より豊科郷土博物館等にて無料配布。 ・市ホームページにてPDF版を公開。
『豊科の宝』の刊行	・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の刊行。3月29日納品。	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科(梅干野研究室)との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	随時
文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財(木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂)」の無料公開を各9回実施	月一回の無料公開を実施 令和4年度(予定) 曾根原家 10回 光久寺 9回
地区の祭り実施状況調査	令和3年度に引き続き、調査票(アンケート)の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる(調査対象：指定文化財16件、未指定16件)	調査結果を市ホームページで公開予定
文化財の指定	市天然記念物に「安曇野のオオルリシジミ」を3月30日付けで指定と同時に保存活用計画を策定した。	

文化財マップ改訂	安曇野市文化財マップの改訂し、配布準備中。	
埋蔵文化財発掘調査事業		
事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第 93・94 条関係 の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
公共事業協議	埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、 必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と 協議する	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	『令和 2 年度分試掘・立会報告』ほか 2 冊発掘調査報告書 刊行	

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
春の読書月間	期日：4月5日（火）～5月8日（日） 場所：市内公共図書館 全館 内容：「どうぞの本」 全館展示「本から世界を知っていこう」 等	
中央図書館 映画上映会	『映画 よみがえる安曇野』 期日：4月8日（金） 場所：みらい	
中央図書館 展示会	「絵本で知る世界の国々－IFLA からのおくりもの」 期日：4月12日（火）～5月8日（日）	
豊科図書館 映画上映会	『リボンの騎士』 期日：4月16日（土） 場所：きぼう	
中央図書館 子ども読書の日 ワークショップ	「本から知ろう！SDGs」 期日：4月23日（土） 場所：みらい	

令和3年度 第3回安曇野市博物館協議会 会議概要

1	会議名	令和3年度 第3回安曇野市博物館協議会
2	日時	令和4年3月8日 午前10時から午前11時40分まで
3	会場	安曇野市役所本庁舎 4階 大会議室
4	委員出席者	笹本委員、百瀬委員、保科委員、細野委員、伊藤委員、須之部委員、古川委員
5	事務局出席者	山下文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館 原館長、豊科近代美術館 荒深館長、田淵行男記念館兼飯沼飛行士記念館 中田館長、穂高陶芸会館 小倉館長、高橋節郎記念美術館宮澤館長、貞享義民記念館 中村館長、白井吉見文学館 平沢館長、博物館係長兼新市立博物館準備室 逸見係長、幅主査、松田氏 倉石氏、文化振興担当 三澤係長、塩原主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1人
8	会議概要作成年月日	令和4年3月20日

協 議 事 項 等

○会議の概要

1 開 会 (文化課長)

2 あいさつ

3 報告・協議

(1) 令和4年度事業計画について

委 員 豊科郷土博物館は、子ども向けの取り組みとして平和学習を計画されている。具体的に、博物館と平和学習がどう結びつくかを教えていただきたい。

豊科郷土博物館 展示パネルを作り、学校3校で説明を行っている。1校については職員が学校で解説を行った。4年度の平和教育としては、企画展で戦時下の安曇野について紹介する。

会 長 現在のウクライナの情勢もあり、子どもたちに向けて平和を伝えていきたいという思いが私どもにもある。

委 員 どんな戦跡があり、被害があったのかを伝えるのが重要。

会 長 このようなことは、しっかり進めていただきたい。安曇野を歩くとこれまで気づかなかったようなものもたくさん発見できる。

委 員 安曇野市平和都市宣言から10年が経った。友の会の戦時生活部で、戦時中どのようなことが行われていたか調査し、8月頭から展示を計画している。そこで調べたことを子どもたちと現地を訪れ伝えるという活動をしたい。

会 長 平和都市宣言10年ということに非常に感動を憶える。

委 員 私も博物館の平和学習に関わった。穂高北小学校の社会科の時間に紙芝居の読み聞かせに参加した。かつての集団疎開の話などの生き証人が減っている。経験者の話を聞くことによるリアリティの大事さを考える。興味のきっかけとなるため、どういったテーマで、どう伝えようかという工夫次第で、興味のきっかけが広がっていく。ニーズを持ったところに接点を持ち、大勢の人

		が共通のテーマで理解することが大切だろう。
会 長		博物館の職員は、努力した上で計画を立てて行っている。学芸員の人数がどれだけいるかも考え、意見を述べていただきたい。
委 員		実物を見せる、特に屋外、環境を含めての実物について述べたい。一つは、縄文時代に興味があるが、明科北認定こども園で縄文の生活体験を、年間をとおして行っている。それに関連して、龍門淵公園の一角に竪穴住居の敷石の遺跡があると聞いた。これを実際に見る機会が得られないか。 もう一つは、烏川溪谷緑地で堰の複雑な川筋を見つけるということをしている。実物を見せることに魅力を感じる。 あづみの公園としてもフィールドで情報交換できたらありがたい。
豊科郷土博物館		資料館で考古学資料を展示している。龍門淵公園の件は、屋外のものを博物館で展示することは物理的に難しい。
委 員		コロナ禍ではあったが、学芸員のギャラリートークや出前講座が充実している。これらは是非続けていただきたい。SNSの写真投稿が「バズる」こともある。是非活用を。友の会が各館にそれぞれあるが、会員は文化芸術に興味のある人が多いので友の会どうしが交流してはどうか。日展は10万人都市で初めて開催される。こちらにも期待している。
会 長		Facebookは私もできるだけやっつけていこうとしているが、意外と手間がかかる。でも発信していくことが大事である。日展での連携のように横につながっていくのが大事。友の会も横につながっていただけるとありがたい。安曇野市全体が盛り上がっていただけると思う。
委 員		館どうしのつながりとしては、学校ミュージアムがとても良かった。是非回数を増やし、できれば毎年やってほしい。学校から仕掛けるという方法もあるが、来ていただくことで知らなかった美術館・博物館が知れる。学芸員や館長からお話を伺うことで、作家本人からお話を聞けるような感じがある。きっかけがあれば、中学生にも理解できる。市内各ブロックで1回ずつやってほしい。
会 長		学校ミュージアムの活動では、学芸員の皆さんが実によく説明してくれている。安曇野市だけではなく、東御市や芸術家も参加してくれている。日本中に誇れる安曇野の活動といえる。学校ミュージアムは、児童生徒が在学中に必ず一度は経験できるようにしている。高橋節郎の作品を持ち込んだり、高田博厚のブロンズ彫刻にふれさせたりしている。本物を見ることがいかに大事か。安曇野市の子どもたちのために、もっとやってほしいと言っただけなのは勇気づけられる。来年は委員の皆さんにも顔を出していただいて、もっと良くなるようご意見いただきたい。
委 員		先週、関係している館を訪問し、それぞれ厳しい状況であることを感じた。季節が冬であることのほかにも、コロナが原因として挙げられる。しかし、庭、トイレの状況を見て職員の皆さんの日常業務に背筋がピンとする思いであった。各館共通しているのは、館どうしの交流と、子どもたちとの関わりが大事であるということ。これから博物館に対して少しでも支援していただくと考えている。
会 長		博物館はお客さんを迎えるところであるので、庭やトイレを委員に褒めていただいたことは、大変励みになる。全体として建物は古くなり、老朽化でやるべきことが増えている。いかに市民を巻き込んで、精一杯やっていくか。コロナ禍だからこそ、できることを準備していきたい。

・欠席委員からの事前意見

委員 郷土博物館の事業指針に研究活動を明記されていることはとても大切に思う。近代美術館の「土門拳」展、非常に楽しみだ。関係者にも強く紹介したい。現代美術に関する取り組みが例年より少なく感じるが、再来年度に期待したい。高橋節郎記念美術館のエピソード収集はとても大切な取り組みである。インタビューの選択によっては地域史的な価値も大きくなるので、図録にとどまらず、記録・アーカイブ化・公開されると良い。

新市立博物館について、博物館とは地域アイデンティティの形成拠点であり、不要不急論以前のインフラであるという認識が、行政トップおよび議会ですれほど分かち合われているのか不安。近年の国を挙げての文化観光路線のなかで、事の本質が見失われがち。ぜひ安曇野にはここで踏みとどまって、新博物館実現を目指していただきたい。「～博物館の意義を多視点的に語り合うシンポジウム」など、企画されてはどうか。啓発・普及活動も重要である。

(2) 新市立博物館構想について

事務局 運営方針としては、令和4年度の組織改変で担当に統合されることが大きな変更点である。計画の敷地4,000㎡がまだ不明確である。利用できる施設がまだ見つかっていない。改修計画も立てて行かなければならない。博物館構想に軸足を置きながら、経年劣化も考え、耐震診断から始めて具体的に検討する。今後ご意見いただきたい。

委員 一番は、既存の美術館・博物館をどうするかと、新市立博物館構想については分けて考えたい。今ある博物館に手を加え支援をすることを踏まえて、決定すべき。例えば、陶芸会館は体験施設として県内では数少ない施設であるが、焼物を展示している部分の半分を具体的に安曇野で使った焼物を展示するなど、展示替えをしたらどうか。ずっと同じ展示内容ではなく、少し変えて行ったほうが良いかと思う。

武蔵野市の中学生が、ビレッジ周辺を歩いて、調査している。他の市はできていて、なぜ自分達のところではできないのか。遊水池を回るというコースに、残念ながら田淵館が入っていなかった。このようなことがないように、ちくに基金等で田淵館と他の館が連携して、教育委員会としてもはたらきかけができないか。

会長 既存の展示のあり方についても検討の余地がある。現場で歩く教育は、安曇野市の学校教育全体とも連動してくる。

事務局 これまでも行っているあづみの学校ミュージアムは、新しい取り組みとして少し規模を縮小するかたちで校長会をとおして、回数を増やせるよう調整している。

会長 教育のみの問題ではない。博物館構想は、松本、塩尻が今進めているのを、慌てずにじっくり見た上で、どこが良くてどこが悪いのか、あるべき姿を考えてからやるべきではないか。

今回企画された、あづみのミュージアムカードで、周遊して回ることでじっくり考える機会をもらっているのではないだろうか。

4 閉 会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和3年度 第3回安曇野市図書館協議会 会議概要

1	審議会名	令和3年度 第3回安曇野市図書館協議会
2	日時	令和4年3月11日 午後1時30分から午後2時50分まで
3	会場	安曇野市穂高交流学习センター 多目的交流ホール
4	出席者	初谷委員、田守委員、古川委員、樋口委員、小田委員、鈴木(研)委員、小笠原委員、鈴木(健)委員、黒澤委員、松下委員
5	市側出席者	山下文化課長、金子三郷図書館長、伊藤堀金図書館長、青木明科図書館長、高嶋中央図書館長、奈良澤係長、松下主任
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人
8	会議概要作成年月日	令和4年3月16日

○会議の概要

1 開会 (奈良澤係長)

2 あいさつ (山下文化課長)

3 協議事項

- (1) 令和4年度安曇野市図書館事業計画(案)について
- (2) 「市町村と県による協働電子図書館(仮称)」について
- (3) その他

4 その他

5 閉会 (奈良澤係長)

3 協議事項概要

(1) 令和4年度 安曇野市図書館事業計画(案)について

議長 協議事項(1) 令和4年度安曇野市図書館事業計画(案)を事務局よりお願いしたい。

事務局より説明。

議長 次に、事前に提出された意見や質問について事務局よりお願いしたい。

事務局 資料1をご覧ください。推進事業について、小中学校との連携では、学校司書部会などへの参加を情報交換の場として位置付ければどうかという意見をいただいたので、追記させていただく。

同じく、推進事業で他部署との連携で予定している主な事業は何かという質問をいただいたので、資料に記載させていただいた。なお、明科図書館のひまわり講座②が記載に漏れているので追加していただきたい。

他部署との連携講座については、連携できるものがあれば記載以外にも積極的に取り組んでいきたい。

また、様々な部署というのは教育施設など市の内部の部署のことを言っていると思うが、民間の文化活動団体との連携は考えられないかという意見をいただいたが、以前にも民間とコラボした経緯があるので、具体的なものがあれば相談させていただく。

この年度の柱になる事業は何かという質問をいただいた。令和4年度は、新規事業として今から準備を進めている、夏休み調べ学習支援講座に力を入れていきたいと考えている。

コロナの感染予防対策で、閲覧席の閉鎖や職員が行う除菌作業は必要ないのではないか。また、窓口で行う業務で、リクエストや予約は停止し、利用者登録だけ行うのは矛盾を感じるという意見をいただいた。感染予防対策は、県立長野図書館の対策を基準に市の対策を検討したものを、安曇野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に諮り決定している。窓口業務の停止事項については、予約はインターネット予約を推奨し電話でも受付を行っていた。また、リクエストは、職員間の感染を防止するために選書会を行わなかったため停止させていただいた。利用者登録については、窓口受付しか他に手段が無く、市民の読書の機会、情報取得の場を奪わないようにと考え継続させていただいた。

令和3年度に開催した市民ワークショップの概要と要点、その対応、また、令和4年度に開催する意図ということで質問をいただいた。今年度開催した内容については、資料2にまとめさせていただいたのでご覧いただきたい。今年度は参加者も少なく話も深まらなかったこともあるので、令和4年度では、多くの方に参加いただき意見を出していただきたく継続することとした。

市民ワークショップについて、どのように総括し、出された意見への対応はどうしていくのかという質問をいただいた。市民や職員から出された意見は、より良い図書館運営のために実現できるものから取り組んでいきたい。

同じく市民ワークショップの関係で、全体計画に対する今後の位置付けはどうしていくのかという質問をいただいた。第2次安曇野市図書館基本計画は現在中盤に差し掛かってきており、これまで進めてきた図書館サービスの評価や今後の図書館運営に活かしていくという方向で考えている。

8月に稼働を目指している協働電子図書館について、市として調査・研究をしているのかという質問をいただいた。県と市町村の協働構築ということで、市独自ではなく作業チームなどに参加しながら協力して作業を進めている。詳しくは次項で説明させていただく。

本のテイクアウトの利用者はどのくらいあったのかという質問をいただいた。正確な数字は取っていないが、まん延防止期間中は全館で約10件、令和3年度中としては約80件となっている。

PRの充実の項目には、Twitterも加えてはどうかという意見をいただいた。記載させていただく。

6月19日に開催予定の講演会の講師及び内容について質問をいただいた。講師は高坂邦彦さん、内容は尾崎喜八について予定している。

全館統一事業として信州山の日の展示を企画しているが、その内容について提案をいただいた。令和4年度には、松本市と塩尻市、安曇野市の3市連携企画が山をテーマにしており、また、別にも全国的な展示の取り組みが山を題材にしたものになる予定なので、この年度はこのまま進めさせていただきたい。

りぶサボは、穂高商業だけでなく他校も参加することになるのかという質問をいただいた。高校だけでなく中学校にも案内する予定になっている。

白井吉見の安曇野や熊井啓の私の信州物語などに描かれた安曇野の風景や歴史について、展示をしたらどうかという提案をいただいた。白井吉見については展示を計画している。

他にも事業計画について提案を幾つかいただいているが、今後検討させていただく。

議長 この件について質問、意見があったらお願いしたい。

委員 感染対策の説明で、塩尻図書館は通常開館だったということだが、その結果感染状況はどうだったのか分かれば教えていただきたい。また、利用者が多い閲覧席の閉鎖については、県の決まりではなく柔軟な対応ができないか。

事務局 塩尻市図書館の状況については不明。図書館は利用者が多く、また、陽性者の感染経路が特定できない状況では、図書館職員の感染による閉館を避けるためにも、まん延防止期間中のような対策をとらせていただいた。

議長 職員の感染で閉館になってしまうという中で、難しい判断だったと思う。

委員 塩尻図書館が普通に開館していて問題が無かったのであれば、柔軟に考えていただきたい。

委員 オミクロンから更に感染力が強いものが出てきているので、市の単独ではなく全体で判断した対応にしていきたい。

議長 感染対策については統一して対策をしてほしいという意見だが、事務局でいかがか。

事務局 県から示されているレベル毎の対策があるが、各自治体の状況や規模で判断が分かれることがあるので、全県で統一した対応を取るのには難しいと思われる。

議長 感染状況は日替わりのところもあり判断が難しいところではあるが、地域別に対応していくのが良いのではないかと思う。

委員 市民ワークショップで出された意見で、具体的に考えているものがあれば教えていただきたい。

事務局 改善点ということで出された意見では、全館の休館日が揃っているのはどうか、建物の関係、

利用規定の見直しなどがあがっているが、今後話を深める中で判断をさせていただきたい。

委員 せっかくいろいろな人が集まる良い機会なので、継続していくには図書館職員の負担も考えながら、今までとは違う方法を模索しながら進めていただきたい。

議長 事務局で工夫しながら意見集約をしてほしいということによろしいか。

これで1の項目を終了させていただく。

次に、2の市町村と県による協働電子図書館について、事務局より説明いただきたい。

事務局より説明。

議長 この件について、意見や質問があったらお願いしたい。

委員 電子書籍へのアクセス制限は、知っている限りでは無いと思っていたが、制限があるというのはシステムによるものか。

事務局 専門書と一般書では利用方法に差異があり、ベンダーのシステムの在り方によるが、一般書については図書館がライセンスを購入するという形になっており、1ライセンスでは一人しか見ることができず、複数人で利用するためには複数ライセンスの購入が必要となる。

有料で電子書籍を提供しているサイトとは性質が違うものになっている。

委員 敢えて図書館と同じ形式にしている業者を選んでいるという認識でよろしいか。

委員 この利用開始はいつ頃を目指しているのか。また、先行しているところがあれば教えていただきたい。

事務局 8月の仮稼働を目指して作業を進めている。その後2年間を仮稼働期間として、全体としては仮稼働期間を含めた5年間の事業としている。

電子図書館は、県内では高森町が先行しており、全国的にもコロナ禍ということもあり導入自治体が増えてきていると理解している。

委員 資料3の長野県eLibrary計画の図で、協働電子図書館が色分けされているが、位置づけが良く分からない。

事務局 県のeLibrary計画は、市民のアクセシビリティの拡大のために、県立図書館が進めているもので、既に構築されている信州ナレッジスクエアやブックサーチなどに加え、電子図書館を構築することで更により良いサービスを展開していくということになる。

委員 一般書、小説みたいなものは、デジタルで読むのと実際に読むのとではかなり違いがあると思うが、デジタル教科書なども含めて事務局ではどんなふうを考えているか聞きたい。

事務局 同時アクセスが限定されているという不便さや、本のページを繰るのが好きという人がいることなど承知しているが、一方で、このコロナ禍では来館することなく好きな本を読む事ができたり、

また延滞の心配もいらないなど利便性が高い部分もあるので、今回の電子図書館導入を経験の場として、いろいろな判断をしていくのはこれからであると考えている。

議 長 これから情報交換が進んでいくと思う。

この件についてはここまでとさせていただき、次に（３）その他を事務局よりお願いしたい。

事務局 資料１の最後のページになるが、その他の質問をいただいている。

以前の協議会で購入書に挟まれているカードの利用について提案をしたが、回答がないという質問をいただいた。この件については、協議会の場でカードを本に挟んで利用することは管理が難しいと回答させていただいた。できないということになる。

協議会委員のリクエストは、ニーズ把握の一助になるのではないかと提案をいただいた。選書リスト等があるのであれば、提示いただきたい。

以前に協議会へ分科会を設置する提案をしたが、回答されていないという質問をいただいた。協議会の場で、月一回分科会を開催していくのは、協議会委員や図書館職員の負担などを考慮すると難しいので、協議会の後勉強会を開催するという事で提案させていただき、実際に開催をさせていただいた。

今後、勉強会は開催されないのかという質問をいただいた。協議会委員より開催希望があり、協議会の総意でということになれば開催させていただく。

資料４は、委員より２年間の活動の中でまとめられた資料ということで提出があり、事務局で回答欄にコメントを加えさせていただいたものなので、後程ご覧いただきたい。

議 長 以上で本日予定した協議内容については全て終了したので、協議事項について閉じさせていただく。

以上

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 〈子ども家庭支援課〉

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
【家庭児童相談室】 子育てに関する相談窓口の周知	○ 家庭児童相談室を総合的な相談窓口として位置づけ、周知を行う。 ・市ホームページへの掲載（4/1～） ・市内小中学校・保育園・幼稚園へのチラシの配布（4/12～） ・広報への掲載（4/20 発行）	○ 適宜ホームページ等の修正を行い、周知を継続する。
【子ども発達支援相談室】 遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする）	○ 遊びの教室開催にあたり、スタッフで打ち合わせを行う。 4/7（木） ○ 1歳児—こあら穂高（4/11）、1歳児—こあら堀金（4/18） 2歳児—いるか穂高（4/21・4/28）と、4月は4回開催	○ コロナ対策を取りながら3/10の最終回まで実施していく予定。 ○ カンファレンスを行い、情報と方向性を明確にして支援を行う。
【子ども発達支援相談室】 相談・支援事務	○ 相談室の案内資料の配布（市内公立18園・認可園10園・市内小中学校17校・全地区児童館9館・けやき教育支援センター等）	○ 5月中旬までには配布予定
【ひきこもり対応推進事業】 ひきこもり支援事業の委託	○ NPO法人に相談窓口の設置（3カ所）、居場所支援（2カ所）、訪問・就労支援（1カ所）の事業を委託する（4/1～）。令和3年度より継続実施。	

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	4月28日（木）青少年センター運営委員会	5月18日（水）県少年補導センター補導委員会合同理事会研修会
青少年育成	4月2日（土）子ども学芸クラブ入会式（各クラブ説明会のみ実施）	
子ども会育成会	4月5日（木）～13日（水）各地域子ども会育成会連絡協議会 4月18日（月）市子ども会育成会連合会総会 補助金、共済加入申請受付	5月28日（土）県子ども会育成会連合会総会 5月31日（火）市子ども会育成会常任委員会
わいわいランド	新規登録児童募集（4月15日まで）	5月11日（水）スタッフ全体会 5月18日（水）各地域でわいわいランド開始
友好都市の青少年交流	東金市（中止） 江戸川区花火大会（中止）	広報5月号へ参加者募集掲載 福岡市東区（受入） 7月26日（火）～29日（金） 真鶴市（受入） 8月9日（火）～10日（水）

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 〈こども園幼稚園課〉

保育幼稚園係

事業（懸案事項） 10.5	現 況	今後の取り組み
信州やまほいく加盟	<p>6月に実施報告</p> <p>各園の自然保育の取り組みをポータルサイトにあげている。子どもたちと自然とのかかわり、あそびの継続等から園での様子がわかってくる。ポータルサイトの入れ込み等は各園に任せて実施している。</p>	<p>5年に一度の申請がある。</p> <p>こどもの活動が分かりやすく紹介されているので今後も継続。</p>
一時保育預かり事業	<p>市内7園で実施 （南徳高、アルプス、有明の森、北徳高、三郷南部、堀金、明科南）</p> <p>お一人、月15日まで利用が可能</p> <p>前月の25日までに申し込んでいただく</p> <p>一日、定員3名</p>	<p>主に未就園のお子さん等をお預かりしている。</p> <p>保護者の仕事、出産、リフレッシュ等の理由で受け入れている。子育て世代のニーズにお応えするという点で今後も継続していく予定。</p>
土曜希望保育	<p>土曜日に保育ができない保護者のために実施している</p> <p>市内の3園（有明あおぞら、南徳高、三郷北部）で実施している</p> <p>※あくまでも仕事の保護者、予定がある保護者に利用してほしい。保護者のリフレッシュではない。</p>	<p>年々、預ける保護者が増えてい</p> <p>るため継続の必要がある。また、未満児や支援児の利用もある。</p> <p>継続の予定。</p>

報告第 13 号	教育部 学校教育課
令和 4 年 4 月 25 日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	令和 4 年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>

報告第 14 号	教育部 学校教育課
令和 4 年 4 月 25 日提出	(課長)太田 雅史 (担当)臼井 慎詞

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>

【教育委員会定例会提出資料】

報告第15号	教 育 部 学校教育課
令和4年4月25日提出	(課長)太田 雅史 (担当)堀内 雅文

タイトル	安曇野市学校運営協議会委員の任命について
要旨	<p>安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定により、学校長から推薦のあった別紙の者を「安曇野市学校運営協議会委員」に任命したので報告します。</p> <p>【安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則】 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に定める学校（以下「対象学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長から意見を聴取し、教育委員会が任命する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 対象学校の通学区域の住民(2) 対象学校の生徒又は児童の保護者(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者(4) 校長(5) その他教育委員会が適当と認める者 <p>(任期)</p> <p>第10条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
	<p>○任命した者 別紙のとおり 140人 交付日：令和4年4月1日 任 期：令和6年3月31日（区長は令和5年3月31日）まで</p>

学校運営協議会委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	役職	任期
1	豊科南小学校	塩野 治幸	元校長	R6.3.31
2	豊科南小学校	大原 一人	地域コーディネーター	R6.3.31
3	豊科南小学校	平林 栄司	地域コーディネーター	R6.3.31
4	豊科南小学校	吉永 真実	PTA会長	R6.3.31
5	豊科南小学校	竹内 眞	下飯田区長	R5.3.31
6	豊科南小学校	佐藤 朋子	豊科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
7	豊科南小学校	會田 義昭	学校長	R6.3.31
8	豊科南中学校	二村 達夫	元豊科南中学校長	R6.3.31
9	豊科南中学校	山田 薫	主任児童委員	R6.3.31
10	豊科南中学校	宮澤 万茂留	社協豊科支所長	R6.3.31
11	豊科南中学校	鈴木 健司	飯田地区自主室主宰	R6.3.31
12	豊科南中学校	佐藤 百合子	地域コーディネーター	R6.3.31
13	豊科南中学校	木下 真美	PTA会長	R6.3.31
14	豊科南中学校	海野 元秀	中曾根区長	R5.3.31
15	豊科南中学校	鈴木 桂子	豊科公民館長	R6.3.31
16	豊科南中学校	佐藤 朋子	豊科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
17	豊科南中学校	原田 邦彦	学校長	R6.3.31
18	豊科北小学校	丸山 武人	元教育長	R6.3.31
19	豊科北小学校	小穴 憲一	ボランティア代表	R6.3.31
20	豊科北小学校	赤羽 敦子	地域コーディネーター	R6.3.31
21	豊科北小学校	松田 稔	主任児童委員	R6.3.31
22	豊科北小学校	唐澤 誠	PTA会長	R6.3.31
23	豊科北小学校	細川 博水	細萱区長	R5.3.31
24	豊科北小学校	佐藤 朋子	豊科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
25	豊科北小学校	麻田 記良	学校長	R6.3.31
26	豊科北小学校	赤羽 成美	地域連携担当	R6.3.31
27	豊科東小学校	丸山 武人	元教育長	R6.3.31
28	豊科東小学校	三浦 好子	地域コーディネーター	R6.3.31
29	豊科東小学校	長崎 康成	地域コーディネーター	R6.3.31
30	豊科東小学校	平林 浩幸	PTA会長	R6.3.31
31	豊科東小学校	百瀬 陽子	アルプス区長	R5.3.31
32	豊科東小学校	佐藤 朋子	豊科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
33	豊科東小学校	馬淵 勝己	学校長	R6.3.31
34	豊科東小学校	志摩 宏道	教頭	R6.3.31
35	豊科北中学校	丸山 武人	元教育長	R6.3.31
36	豊科北中学校	堀口 洋子	地域コーディネーター	R6.3.31
37	豊科北中学校	佐藤 厚彦	地域コーディネーター	R6.3.31
38	豊科北中学校	山田 洋一	北中友の会会長	R6.3.31
39	豊科北中学校	鈴木 保	PTA会長	R6.3.31

学校運営協議会委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	役職	任期
40	豊科北中学校	窪田 尚幸	豊科郷土博物館学芸員	R6.3.31
41	豊科北中学校	臼井 知	社会教育指導員、豊科公民館	R6.3.31
42	豊科北中学校	佐藤 朋子	豊科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
43	豊科北中学校	内川 雅信	学校長	R6.3.31
44	豊科北中学校	小谷 将紀	教務主任	R6.3.31
45	穂高南小学校	柳川 哲郎	地域コーディネーター	R6.3.31
46	穂高南小学校	篠崎 富美子	民生児童委員	R6.3.31
47	穂高南小学校	嶋田 奈麻美	PTA会長	R6.3.31
48	穂高南小学校	山岸 直人	PTA副会長	R6.3.31
49	穂高南小学校	塚原 信一	白金区長	R5.3.31
50	穂高南小学校	窪田 千賀	穂高地域 地域コーディネーター	R6.3.31
51	穂高南小学校	山崎 光信	学校長	R6.3.31
52	穂高南小学校	北原 勉	教頭	R6.3.31
53	穂高西小学校	荒深 たつ子	地域コーディネーター	R6.3.31
54	穂高西小学校	望月 文規	地域コーディネーター	R6.3.31
55	穂高西小学校	宮田 勝昭	地域有識者	R6.3.31
56	穂高西小学校	望月 穩照	柏原区区長	R6.3.31
57	穂高西小学校	笠原 健市	民生児童委員	R6.3.31
58	穂高西小学校	中山 みあき	西小応援団(ボランティア会)	R6.3.31
59	穂高西小学校	藤原 由美	PTA副会長(家庭共育担当)	R6.3.31
60	穂高西小学校	窪田 千賀	穂高地域 地域コーディネーター	R6.3.31
61	穂高西小学校	松下 玲	学校長	R6.3.31
62	穂高東中学校	中澤 みどり	地域コーディネーター	R6.3.31
63	穂高東中学校	荒深 たつ子	主任児童委員	R6.3.31
64	穂高東中学校	醍醐 英治	PTA会長	R6.3.31
65	穂高東中学校	清水 祥二	社会教育指導員、穂高公民館	R6.3.31
66	穂高東中学校	窪田 千賀	穂高地域 地域コーディネーター	R6.3.31
67	穂高東中学校	松尾 修	学校長	R6.3.31
68	穂高東中学校	保科 潔	教頭	R6.3.31
69	穂高東中学校	近藤 悌	教務主任	R6.3.31
70	穂高北小学校	土松 丞司	元校長	R6.3.31
71	穂高北小学校	竹内 悦子	地域コーディネーター	R6.3.31
72	穂高北小学校	田村 素子	PTA会長	R6.3.31
73	穂高北小学校	渡邊 美由紀	PTA副会長	R6.3.31
74	穂高北小学校	高橋 玲子	主任児童委員	R6.3.31
75	穂高北小学校	遠藤 秀利	青木花見区長	R5.3.31
76	穂高北小学校	窪田 千賀	穂高地域 地域コーディネーター	R6.3.31
77	穂高北小学校	小松 幹	学校長	R6.3.31
78	穂高北小学校	奥村 典代	教頭	-

学校運営協議会委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	役職	任期
79	穂高北小学校	徳竹 結佳	ACSコーディネーター職員	-
80	穂高西中学校	有賀 喜美子	地域コーディネーター	R6.3.31
81	穂高西中学校	小林 いず子	古厩区 住民	R6.3.31
82	穂高西中学校	平林 丈明	PTA会長	R6.3.31
83	穂高西中学校	早川 正美	穂高公民館長	R6.3.31
84	穂高西中学校	窪田 千賀	穂高地域 地域コーディネーター	R6.3.31
85	穂高西中学校	濱野 久	学校長	R6.3.31
86	三郷小学校	山岸 彰	地域コーディネーター	R6.3.31
87	三郷小学校	伊藤 可主也	地域コーディネーター	R6.3.31
88	三郷小学校	布山 清保	地域コーディネーター	R6.3.31
89	三郷小学校	百瀬 尚也	PTA会長	R6.3.31
90	三郷小学校	中澤 和文	上長尾区長	R5.3.31
91	三郷小学校	溝端 桃子	三郷地域 地域コーディネーター	R6.3.31
92	三郷小学校	西川 友人	学校長	R6.3.31
93	三郷中学校	三澤 晴男	地域コーディネーター	R6.3.31
94	三郷中学校	池田 安宏	地域コーディネーター	R6.3.31
95	三郷中学校	加藤 智恵	PTA副会長	R6.3.31
96	三郷中学校	二木 治樹	元校長	R6.3.31
97	三郷中学校	藤松 伸二郎	三郷公民館長	R6.3.31
98	三郷中学校	溝端 桃子	三郷地域 地域コーディネーター	R6.3.31
99	三郷中学校	沓掛 隆	学校長	R6.3.31
100	堀金小学校	平倉 重則	地域コーディネーター	R6.3.31
101	堀金小学校	猿田 みさ子	地域コーディネーター	R6.3.31
102	堀金小学校	宮澤 純子	主任児童委員	R6.3.31
103	堀金小学校	油井 稔	PTA会長	R6.3.31
104	堀金小学校	折井 直美	PTA副会長	R6.3.31
105	堀金小学校	千國 朋子	堀金地域 地域コーディネーター	R6.3.31
106	堀金小学校	内山 一好	学校長	R6.3.31
107	堀金小学校	小平 伴紀	教頭	R6.3.31
108	堀金小学校	白井 明子	コミュニティスクール担当職員	R6.3.31
109	堀金中学校	青柳 温男	主任児童委員	R6.3.31
110	堀金中学校	山口 敏夫	地域コーディネーター	R6.3.31
111	堀金中学校	丸山 一雄	地域コーディネーター	R6.3.31
112	堀金中学校	丸山 守	PTA会長	R6.3.31
113	堀金中学校	高石 祐子	PTA副会長	R6.3.31
114	堀金中学校	山田 賢一	堀金公民館長	R6.3.31
115	堀金中学校	千國 朋子	堀金地域 地域コーディネーター	R6.3.31
116	堀金中学校	堀金 猛	学校長	R6.3.31
117	堀金中学校	両角 太	教頭	R6.3.31

学校運営協議会委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	役職	任期
118	堀金中学校	嶋田 尚	地域連携担当	R6.3.31
119	明南小学校	加々美 加美雄	地域コーディネーター	R6.3.31
120	明南小学校	丸山 貴弘	PTA会長	R6.3.31
121	明南小学校	高橋 義幸	明科地区青少年育成会議副会長	R6.3.31
122	明南小学校	瀧澤 章	おやじの会代表	R6.3.31
123	明南小学校	増沢 伸一	町区長	R5.3.31
124	明南小学校	奥原 めぐみ	明科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
125	明南小学校	竹内 幸浩	学校長	R6.3.31
126	明南小学校	松田 透	教頭	R6.3.31
127	明南小学校	峰田 美隆	教務主任	R6.3.31
128	明北小学校	一之瀬 真利子	PTA副会長	R6.3.31
129	明北小学校	寶 喜吉	学校ボランティア	R6.3.31
130	明北小学校	三澤 正彦	元学校職員	R6.3.31
131	明北小学校	久保田 剛生	地域コーディネーター	R6.3.31
132	明北小学校	羽田野 奈緒美	学校ボランティア(保護者)	R6.3.31
133	明北小学校	藤原 三男	潮区長	R5.3.31
134	明北小学校	奥原 めぐみ	明科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
135	明北小学校	高野 恵理	学校長	R6.3.31
136	明科中学校	望月 英幸	PTA会長	R6.3.31
137	明科中学校	山崎 芳實	地域コーディネーター	R6.3.31
138	明科中学校	坂槇 邦章	社会教育指導員、明科公民館	R6.3.31
139	明科中学校	奥原 めぐみ	明科地域 地域コーディネーター	R6.3.31
140	明科中学校	阿部 悦夫	学校長	R6.3.31

報告第 16 号	教育部 生涯学習課
令和 4 年 4 月 25 日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	第 16 回安曇野市公民館大会の開催について
説明	<p>1 開催の目的 地域づくりにおける公民館のあり方を研究協議するとともに、「ともに学びあう場・ふれあう場」としての公民館を再確認し、公民館活動の発展を推進することを目的とする。</p> <p>2 主 催 安曇野市公民館 安曇野市公民館長会</p> <p>3 開催日時 令和 4 年 5 月 15 日 (日) 午後 2 時から</p> <p>4 場 所 安曇野市豊科公民館大ホール</p> <p>5 内 容</p> <p>① 公民館活動推進功労者表彰及び地区公民館報表彰 表彰者 1 名 公民館報表彰 4 公民館</p> <p>② 事例発表 穂高地域 豊里地区公民館</p> <p>③ 講演 演題：「一瞬の判断と備え～あなたは突発的な自然災害に 対処できますか～」 講師：兵庫県広域防災センター防災教育担当 東京大学生産技術研究所リサーチフェロー 田中 健一 さん</p>